

松前町
第４期障がい者基本計画
第７期障がい福祉計画
第３期障がい児福祉計画

令和６年３月
松前町

は じ め に

松前町では、平成 30 年 3 月に「松前町第 3 期障がい者基本計画」を、令和 3 年 3 月に「第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、誰もが障がいや障がいのある方を理解し、住み慣れた地域の中で自立し、安心して暮らせるようノーマライゼーションの考え方を理念とし、地域生活への移行や就労支援等の社会参加に向けた支援や地域生活支援拠点等の機能の充実等について推進してまいりました。

この度、「松前町第 3 期障がい者基本計画・第 6 期障がい福祉計画及び第 2 期障がい児福祉計画」の計画期間が令和 5 年度末で終了することに伴い、これまでの障がい福祉施策の取組や実績を評価・検証し、障がいのある人やその家族のニーズ、法改正の趣旨等を踏まえ、障がいのある方々を取り巻く様々な課題に的確に対応していくため、「松前町第 4 期障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今回の計画では、「健やかで やさしい 地域共生社会を目指す」を基本理念とし、誰もが障がいの有無に関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう差別解消と権利擁護の推進に努めるとともに、地域住民や地域の多様な主体が「自分事」として参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを共に創っていく地域社会の実現に全力を挙げてまいりますので、町民の皆様におかれましては、計画の趣旨を御理解いただき、御協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました、松前町障害者基本計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査や関係機関のヒアリング等貴重な御意見や御提言をいただきました皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

令和 6 年 3 月

松前町長 田中 浩介

目 次

第1部…計画策定に当たって	1
第1章 計画策定の背景と目的	1
第2章 計画の位置付け	5
第3章 計画の期間	11
第4章 計画の策定体制	11
第5章 愛媛県が定める障がい保健福祉圏域について	13
第2部…障がいのある人を取り巻く現状	14
第1章 人口の状況	14
第2章 障がいのある人の状況	15
第3章 各種調査結果の概要	22
第4章 障がい者施策をめぐる町の課題と今後の方向性	40
第3部…第4期障がい者基本計画	43
第1章 計画の理念	43
第2章 基本目標と施策体系	44
第3章 施策の展開	45
第4部…第7期障がい福祉計画	61
第1章 第7期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標	61
第2章 障がい福祉サービス等に係る見込量の設定	71
第5部…第3期障がい児福祉計画	88
第1章 障がい児福祉計画における成果目標	88
第2章 障がい児通所支援等に係る見込量の設定	90
第6部…計画の推進体制	92
第1章 庁内推進体制	92
第2章 地域との連携	92
第3章 計画の進行管理	92
資料	93
1 松前町障害者基本計画等策定委員会要綱	93
2 松前町障害者基本計画等策定委員会委員名簿	95
3 策定経過	96

第 1 部…計画策定に当たって

第 1 章 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の趣旨

国では、平成 18 年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、平成 23 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定、平成 24 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正、平成 25 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部改正等、国内の法整備が進められ、平成 26 年に同条約を批准しました。その後も「障害者総合支援法及び児童福祉法」の改正・施行等により障がい者福祉の向上のための法整備が進んでいます。

また、令和 3 年 5 月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正により、令和 6 年 4 月から民間事業者による“合理的配慮”の提供が義務化され、さらに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」では障がい者による情報の取得及び利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進すること等が規定されるなど、近年においても大きな動きがみられます。

このような中、令和 5 年 3 月に「障害者基本計画（第 5 次）」が策定されました。計画の基本理念には、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がい者が自らの能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、社会参加を制約する社会的な障壁を除去するために政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

松前町（以下、「本町」という。）では、平成 30 年 3 月「松前町第 3 期障がい者基本計画」、令和 3 年 3 月に「松前町第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を推進してきました。この度、両計画の計画期間が令和 5 年度に終了することから、社会情勢、国の動向、これまでの本町の取組や障がい者のニーズを踏まえ、令和 6 年度を初年度とする「松前町第 4 期障がい者基本計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を一体的に策定します。

(2) 関連法令の動向

障害者基本法改正以降の障がい者関連の法整備の主な動きは、以下のとおりです。

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月 「障害者基本計画（第3次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行（一部を除く） ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 27 年	1 月 「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」の施行 ・医療費助成の対象疾病の拡大 等
平成 28 年	4 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 4 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部を除く） ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等

年	主な動き
平成 30 年	3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 ・当事者本位の総合的・分野横断的な支援、複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援 等 4 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（一部平成 28 年 6 月施行） ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 元年	6 月 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和 2 年	4 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行（一部令和元年 6 月、9 月施行） ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等
令和 3 年	5 月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和 6 年 4 月 1 日施行） ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に） 9 月 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行 ・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和 4 年	5 月 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障害の種類・程度に応じた手段を選択可能とする） 12 月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立（令和 6 年 4 月 1 日施行）（一部を除く） ・障害者等の地域生活の支援体制の充実 ・障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 ・難病患者等に対する適切な医療の充実および療養生活支援の強化 等

年	主な動き
令和 4 年	12 月 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立（令和 6 年 4 月 1 日施行）（一部を除く） ・ 就労アセスメントの手法を活用した新たな障がい福祉サービス（就労選択支援）の創設 ・ 週 10 時間以上 20 時間未満で働く精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者について、法定雇用率の算定対象に加える ・ 法定雇用率の引き上げ（令和 6 年 4 月に 2.5%、令和 8 年 7 月に 2.7%）
令和 5 年	3 月 「障害者基本計画（第 5 次）」策定 ・ 共生社会の実現に資する取組の推進、障害特性等に配慮したきめ細かい支援、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進 等

（３）ＳＤＧｓ との関係

平成 27 年の国連サミットにおいて、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）が採択されました。ＳＤＧｓ とは、令和 12 年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

障がい者施策を進めるうえでもＳＤＧｓの視点を踏まえて取組を進めていくことが重要です。本計画においても、ＳＤＧｓの掲げる目標の実現に向け、施策の展開を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2章 計画の位置付け

(1) 法的な位置付け

① 市町村障害者計画

「松前町障がい者基本計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」であり、障がいのある人に関する施策全般にわたる方向性を示す計画です。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

障害者基本法抜粋

(障害者基本計画等)

第11条 省略

2 省略

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9 省略

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律抜粋

(障害者基本計画等との関係)

第9条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

2 省略

② 市町村障害福祉計画

「松前町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に規定する「市町村障害福祉計画」であり、障害者総合支援法第 87 条第 1 項に規定する国の基本指針に即して、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

(基本指針)

第 8 7 条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2～6 省略

(市町村障害福祉計画)

第 8 8 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

2～12 省略

③ 市町村障害児福祉計画

「松前町障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項に規定する国の基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害児通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み等を定めた計画です。

児童福祉法抜粋

第 3 3 条の 1 9 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援(以下この項、次項並びに第 33 条の 22 第 1 項及び第 2 項において「障害児通所支援等」という。)の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下この条、次条第 1 項及び第 33 条の 22 第 1 項において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2～6 省略

第 3 3 条の 2 0 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2～12 省略

（２）障害者基本計画（第５次）の抜粋

国の障害者基本計画（第５次）は、国が講ずる障がい者施策の最も基本的な計画となっており、令和５年３月に閣議決定されました。（計画期間：令和５年度～令和９年度）

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

○条約の理念の尊重及び整合性の確保

障害者に関する施策の策定や実施に当たっては、「障害者の権利に関する条約」の理念を尊重し、整合を図る。

○共生社会の実現に資する取組の推進

環境整備と合理的配慮の提供を両輪とした社会的障壁の除去に向けた取組強化のため、ＡＩ技術を用いた機器やサービスの利活用について検討し、積極的な導入を推進するなど、あらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れる。

○当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障害者の自立と社会参加の支援という観点から、分野の枠に捉われない関係機関や制度の連携を通じ、総合的かつ横断的にライフステージに応じた切れ目のない支援を行う。

○障害特性等に配慮したきめ細かい支援

障害者施策の推進は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえ、総合的に進めていくことが重要となる。

○障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、きめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障害者施策を策定し、実施する必要がある。

○ＰＤＣＡサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

「確かな根拠に基づく政策立案」を実現する観点から、必要なデータを収集し統計の充実を図るとともに、ＰＤＣＡサイクルの構築や実行、施策の見直しを図る必要がある。

(3) 基本指針見直しのポイント

国の基本指針については、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、令和5年5月に改正されました。

基本指針の主な見直しのポイントは、下記のとおりです。

基本指針見直しの主な事項
①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 ・ 重度障がい者等への支援など、地域のニーズへの対応 ・ 強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実 ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・ 精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性 ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等 ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定 ・ 一般就労中の就労系障がい福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 ・ 地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 ・ 市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援 ・ 地域におけるインクルージョンの推進 ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定 ・ 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定 ・ 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定 ・ 障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定
⑤発達障がい者等支援の一層の充実 ・ 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実 ・ 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進 ・ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

基本指針見直しの主な事項

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・障がい福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障がい福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障がい福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

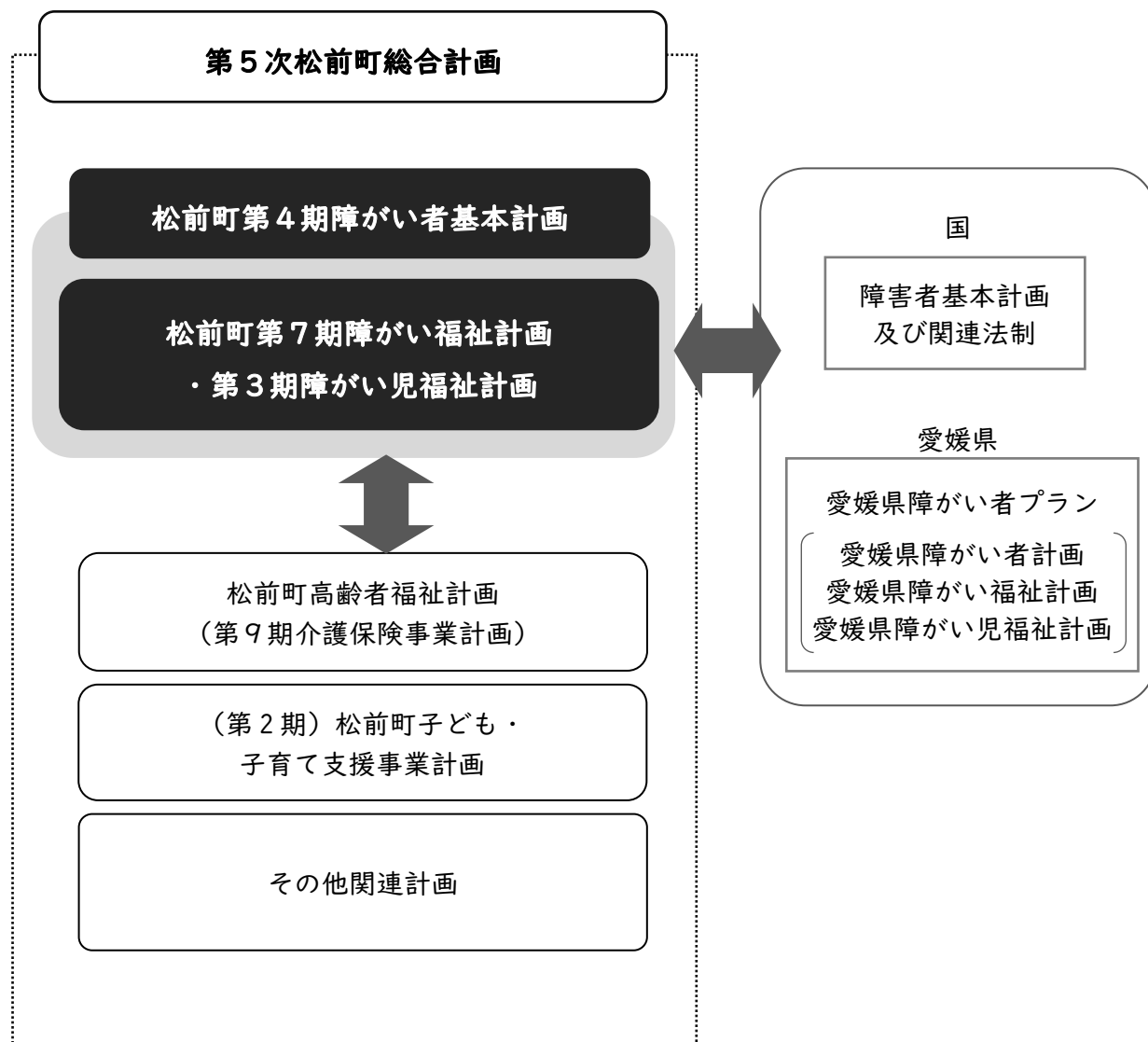
- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

(4) 他計画との関連

本計画の策定に当たっては、国の「障害者基本計画」及び愛媛県の「愛媛県障がい者プラン」等の内容を踏まえ、町における最上位計画である「第5次松前町総合計画」をはじめ、「松前町高齢者福祉計画」や「松前町子ども・子育て支援事業計画」等の関連する計画と整合を図ります。



第3章 計画の期間

松前町第4期障がい者基本計画は、長期的な視点に基づき推進していく必要から、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。

松前町第7期障がい福祉計画及び松前町第3期障がい児福祉計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	第3期			第4期					
障がい 福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児 福祉計画	第2期			第3期			第4期		

第4章 計画の策定体制

(1) 松前町障害者基本計画等策定委員会における検討

本計画は、学識経験者や関係機関・関係団体の代表者等から構成される松前町障害者基本計画等策定委員会において検討をいただき、その意見を踏まえて策定しました。

(2) 障がい福祉サービス等に関するニーズや生活実態の把握

① アンケート調査

町内に住む障がい者手帳所持者等を対象に、生活状態や障がい福祉サービスに関するニーズを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項 目	内 容
調査対象者	町内に住む障がい者手帳所持者又は児童発達支援等受給者証を所持する児童の保護者
調査期間	令和5年9月5日（火）～令和5年9月22日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数1,557件、回収数734件、回収率47.1%

② 事業所調査

障がい福祉サービス等を提供している事業所に対して、サービスの提供状況や今後のサービス展開への意向などを把握するためのアンケート調査を実施しました。

項 目	内 容
調査対象者	町内の障がい福祉サービス提供事業者
調査期間	令和5年9月22日（金）～令和5年10月6日（金）
調査方法	電子メール・郵送による配布・回収
回収結果	配布数14件、回収数14件、回収率100.0%

③ 団体調査

障がい福祉施策に関係する障がい者団体に対して、活動における課題や障がいのある人の生活実態等を把握するためのアンケート調査を実施しました。

項 目	内 容
調査対象者	町内の障がい者団体
調査期間	令和5年9月22日（金）～令和5年10月6日（金）
調査方法	郵送による配布・回収
回収結果	配布数1件、回収数1件、回収率100.0%

（3）パブリックコメントの実施

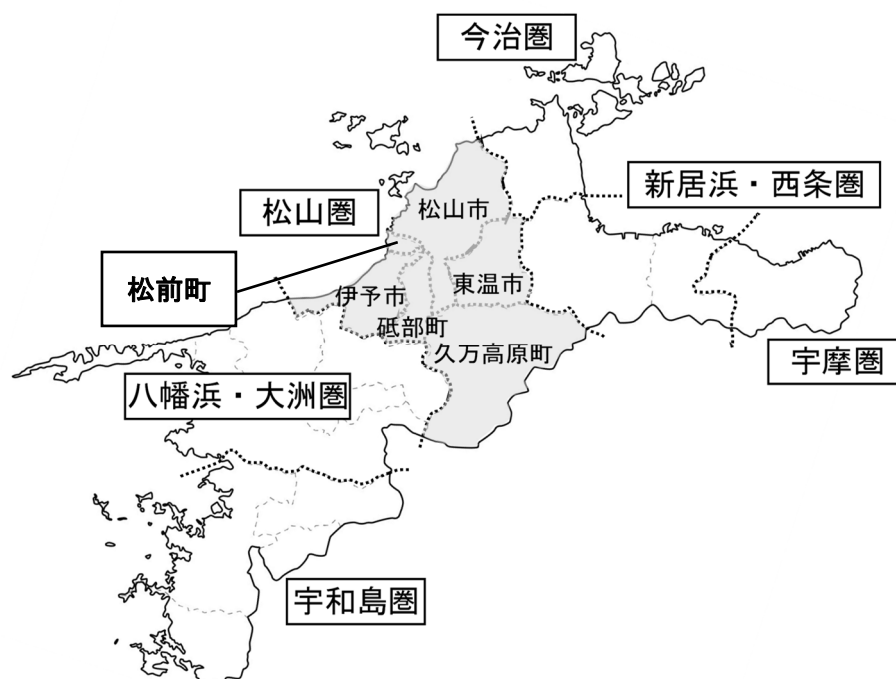
本計画の策定に当たって、広く町民の意見を伺うため、パブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの実施時期は、令和6年2月29日～令和6年3月13日です。

第5章 愛媛県が定める障がい保健福祉圏域について

本町における障がい福祉政策の推進に当たっては、国及び県との連携を図っていきます。

県は医療、保健、福祉に関する計画との整合を図るため、障がい保健福祉圏域を設定しています。本町は、障がい福祉サービスを提供するに当たっては、県が設けている障がい保健福祉圏域の松山圏を構成する他の市町（松山市、伊予市、東温市、砥部町、久万高原町）と十分な連携を図ります。

■愛媛県が定める障がい保健福祉圏域



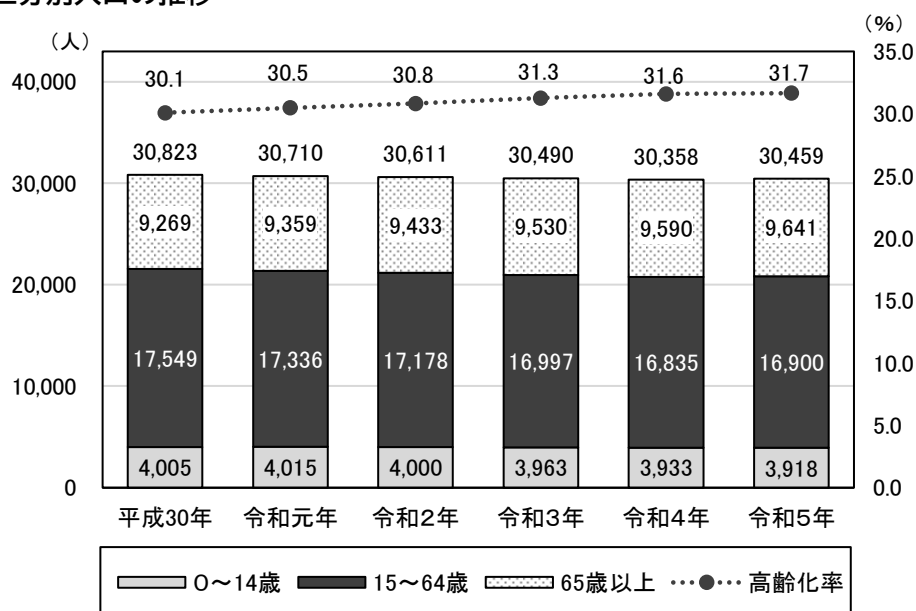
第2部…障がいのある人を取り巻く現状

第1章 人口の状況

本町の総人口の推移を見ると、平成30年以降、減少傾向で推移しています。令和5年は、30,459人となっており、平成30年と比べると364人減少しています。

年齢3区分別人口の推移を見ると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少し、65歳以上（高齢者人口）は増加が続いています。高齢化率が平成30年には30%を超え、以降年々増加しながら推移しており、令和5年では31.7%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

第2章 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

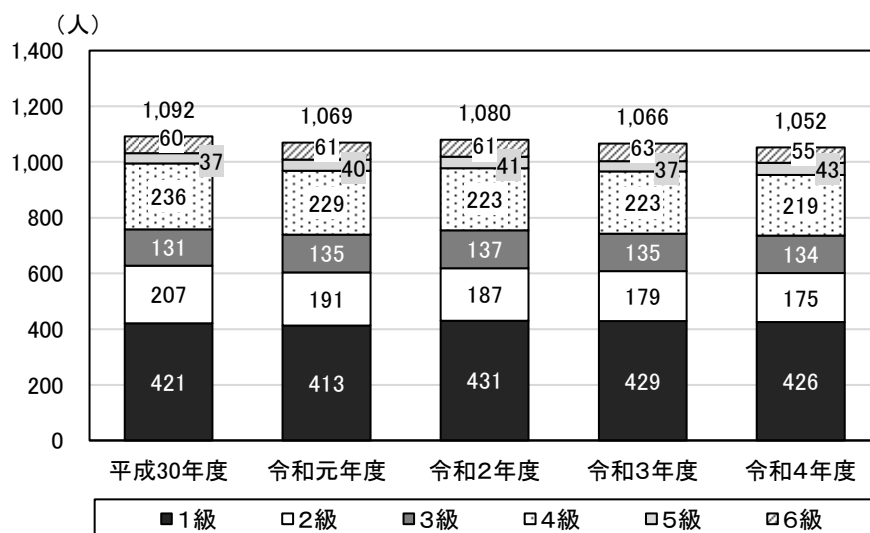
身体障害者手帳所持者数の推移を見ると、減少傾向で推移しており、令和4年度は、1,052人となっています。

等級別に見ると、いずれの年度においても1級が最も多くなっており、令和4年度では、1級が426人、次いで4級が219人となっています。

障がいの種別別に見ると、いずれの年度においても肢体不自由が最も多くなっており、令和4年度では、肢体不自由が531人、次いで内部障がいが370人となっています。

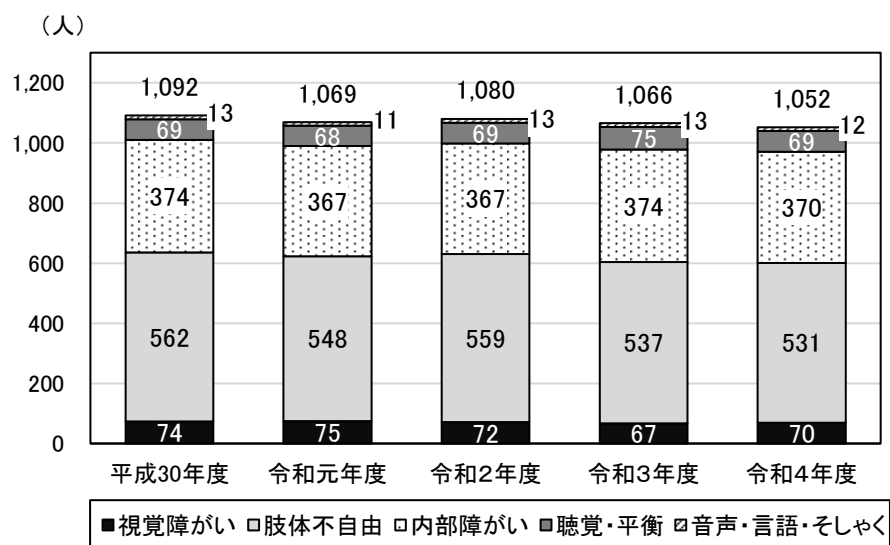
年齢別に見ると、令和4年度では、18歳未満が22人、18歳～64歳が225人、65歳以上が805人となっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移



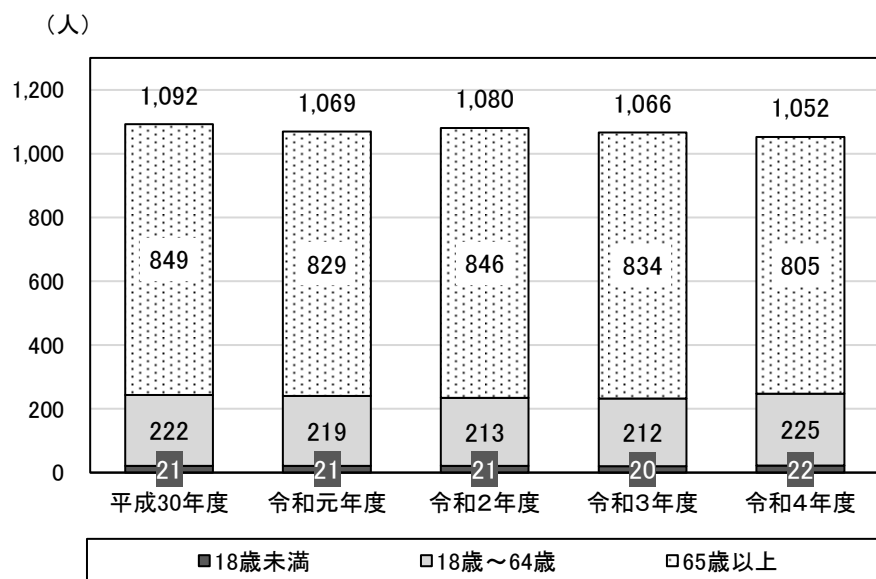
資料：福祉課（各年度3月末）

■身体障害者手帳所持者数（障がいの種別別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

■身体障害者手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

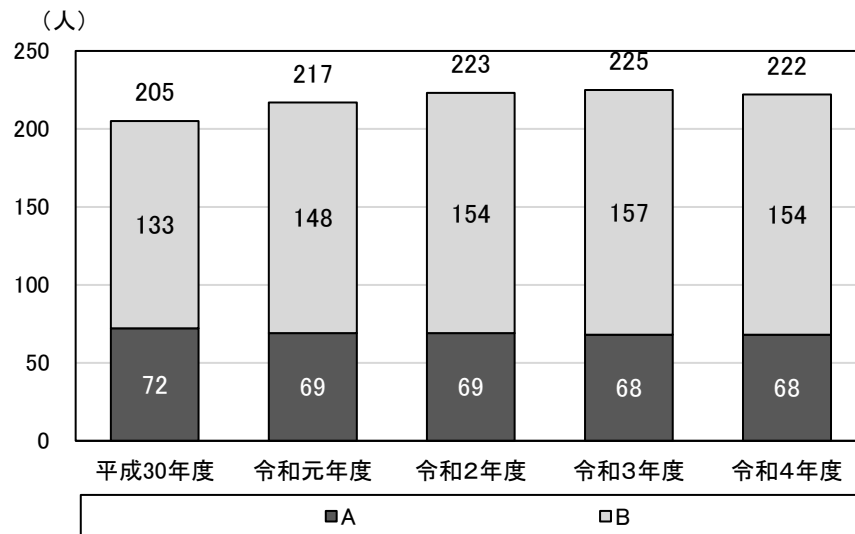
(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数の推移を見ると、令和2年度までは増加していましたが、令和3年度以降は横ばいで推移しており、令和4年度は222人となっています。

程度別に見ると、A（重度等）よりもB（中度・軽度）が多くなっており、Aは横ばいで推移していますが、Bは増加傾向にあります。

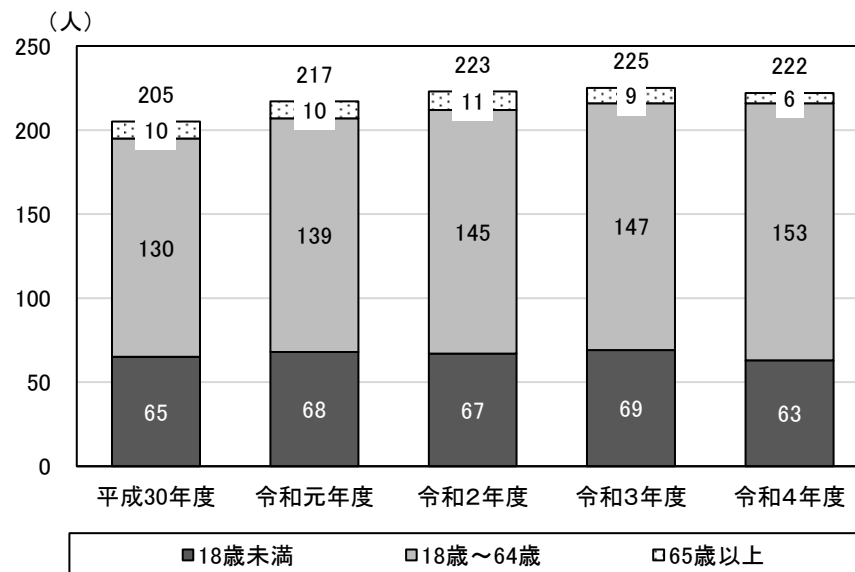
年齢別に見ると、令和4年度は、18歳未満が63人、18歳～64歳が153人、65歳以上が6人となっており、身体障害者手帳所持者数に比べると、18歳未満が占める割合が高くなっています。

■療育手帳所持者数（程度別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

■療育手帳所持者数（年齢別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

(3) 精神障がいのある人の状況

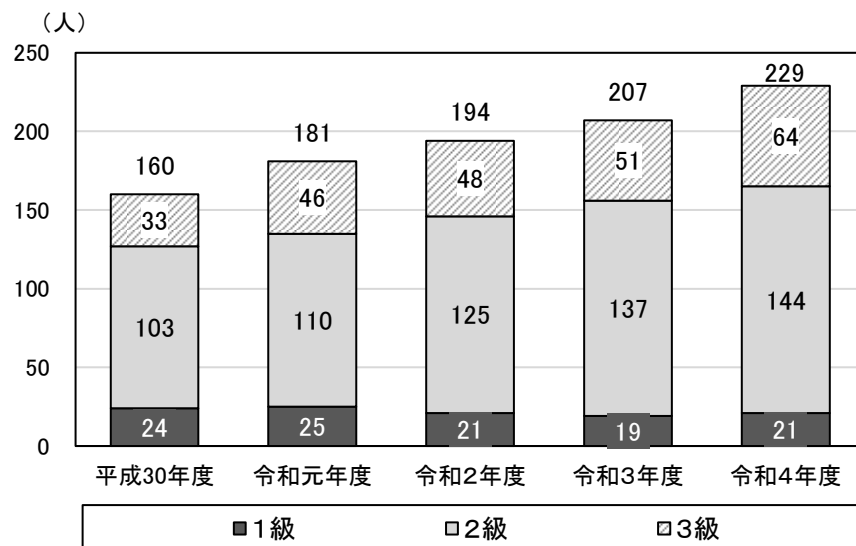
① 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、顕著に増加しており、令和4年度は229人と、平成30年度より69人(43.1%)増加しています。

等級別に見ると、2級が最も多く、半数以上を占めており、1級は減少傾向にありますが、2級、3級は増加しています。

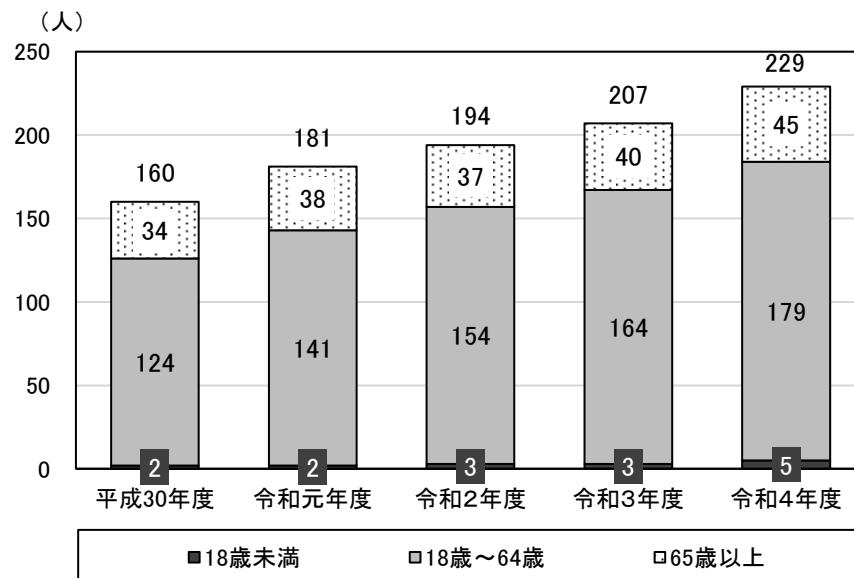
年齢別に見ると、令和4年度は、18歳未満が5人、18歳～64歳が179人、65歳以上が45人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移



資料：福祉課（各年度3月末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢別）の推移

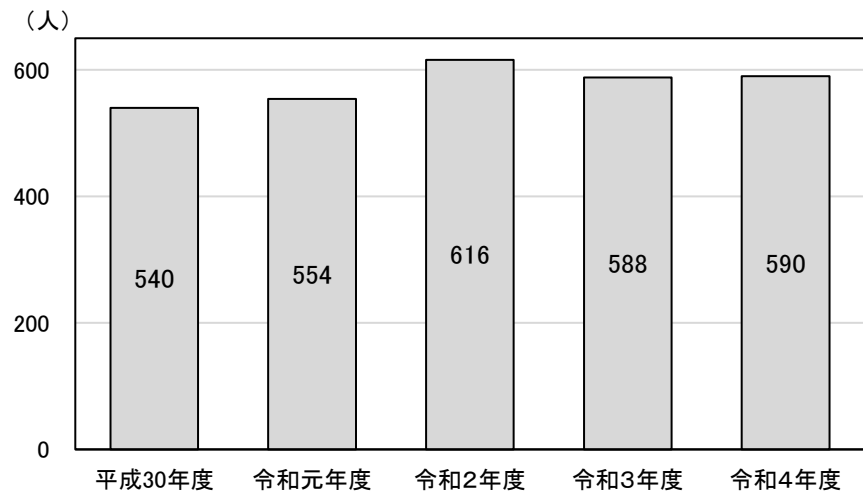


資料：福祉課（各年度3月末）

② 自立支援医療（精神通院）受給者

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移を見ると、令和２年度までは増加で推移していましたが、令和３年度は前年度より減少し、令和４年度は５９０人となっています。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

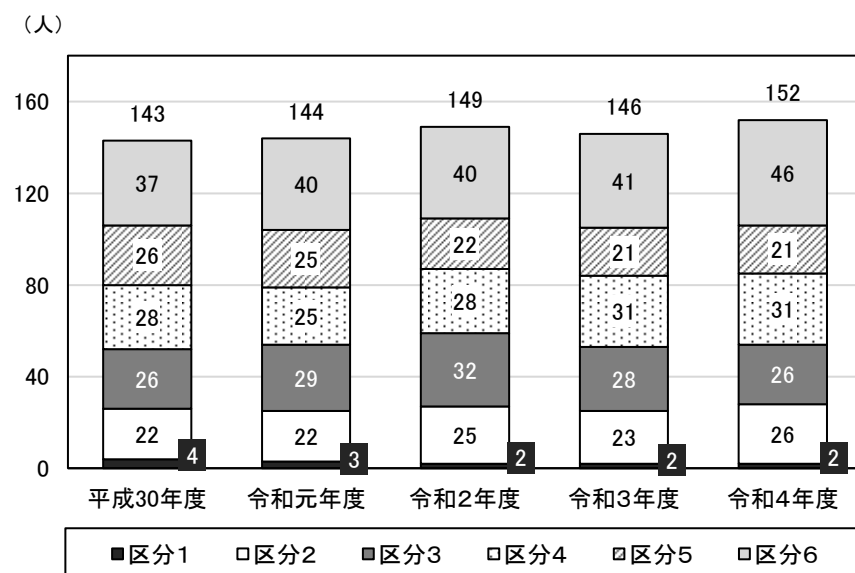


資料：福祉課（各年度３月末）

（４）障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数の推移を見ると、増加傾向にあり、令和４年度は、１５２人となっています。

■障害支援区分認定者数の推移



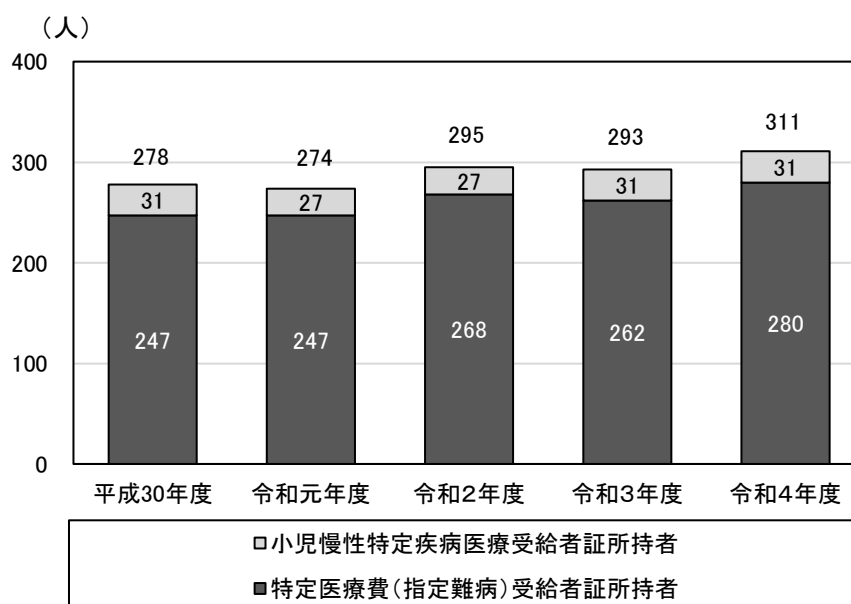
資料：福祉課（各年度３月末）

（５）難病患者の状況

平成 25 年 4 月から障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、難病患者等も障がい福祉サービス等の利用が可能となりました。令和 6 年 4 月からサービスの対象となる疾病が拡大され、369 疾病が対象となります。

難病患者数の推移を見ると、令和 4 年度は、特定医療費（指定難病）受給者証所持者が 280 人、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者が 31 人となっています。

■難病患者数の推移



資料：愛媛県中予保健所（各年度 12 月末）

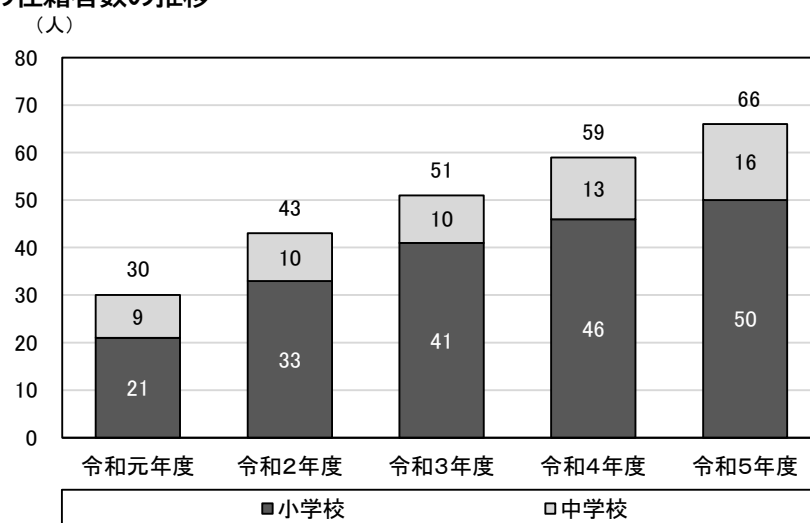
（６）障がい児の状況

特別支援学級の在籍者数の推移を見ると、令和５年度は、小学校で５０人、中学校で１６人となり、令和元年度と比べると、２倍近く増加しています。

障がい児通所支援等のサービス支給決定児童の推移を見ると、各サービスともに増加傾向にあり、令和５年度は、児童発達支援で４０人、放課後等デイサービスで１０８人、保育所等訪問支援で３人となっています。

放課後等デイサービスを利用する児童の在籍別の推移を見ると、令和５年度は、普通学級で３８人（うち、通級指導教室で１３人）、特別支援学級で３９人、特別支援学校で１５人、義務教育外で１６人となっています。

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

■障がい児通所支援等のサービス支給決定児童の推移

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
児童発達支援	38人	31人	46人	50人	40人
放課後等デイサービス	65人	82人	93人	105人	108人
保育所等訪問支援	0人	1人	2人	2人	3人
合計	103人	114人	141人	157人	151人

資料：福祉課（各年度５月１日現在）

■放課後等デイサービスを利用する児童の在籍別の推移

		令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
義務教育	普通学級	24 人	28 人	27 人	32 人	38 人
	うち通級指導教室	10 人	10 人	10 人	15 人	13 人
	特別支援学級	24 人	28 人	34 人	38 人	39 人
	特別支援学校	11 人	13 人	15 人	17 人	15 人
義務教育外		6 人	13 人	17 人	18 人	16 人

資料：学校教育課（各年度５月１日現在）

第3章 各種調査結果の概要

＜結果のグラフの見方＞

- ◇回答結果の割合「％」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本文中の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

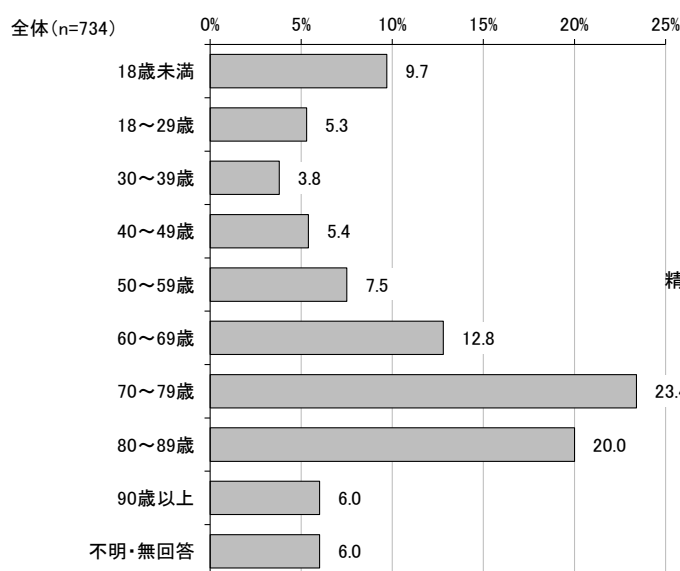
（1）アンケート調査結果の抜粋

① 回答者の状況について

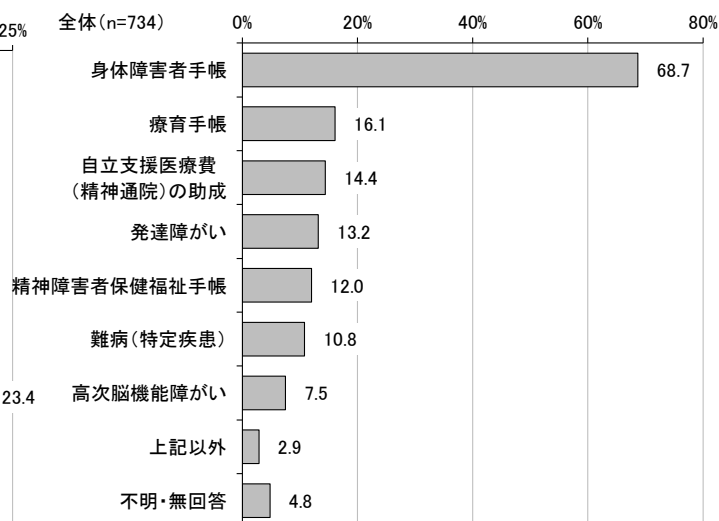
回答者の年齢を見ると、「70～79 歳」が 23.4%と最も高く、次いで「80～89 歳」が 20.0%、「60～69 歳」が 12.8%となっており、中でも回答者の約半数が 70 歳以上です。

回答者の障がいの状況を見ると、「身体障害者手帳」が 68.7%と最も高く、次いで「療育手帳」が 16.1%、「自立支援医療費（精神通院）の助成」が 14.4%となっています。

【年齢】



【障がいの状況】



② 主な支援者について

主な介助者について見ると、「父母・祖父母・兄弟」が30.5%と最も高く、次いで「配偶者（夫・妻）またはパートナー」が25.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」が19.9%となっています。

手帳種別に見ると、〔身体障害者手帳〕では「配偶者（夫・妻）またはパートナー」、その他の区分では「父母・祖父母・兄弟」が最も高くなっています。

年齢別に見ると、〔49歳以下〕では「父母・祖父母・兄弟」、〔50～59歳〕〔90歳以上〕では「ホームヘルパーや施設の職員」、〔60～89歳〕では「配偶者（夫・妻）またはパートナー」が最も高くなっています。

【主に介助してくれる人（単数回答）】

単位：%		父母・祖父母・兄弟	配偶者（夫・妻）またはパートナー	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他の人（ボランティアなど）	不明・無回答
全体（n=347）		30.5	25.6	13.3	19.9	1.7	8.9
手帳種別	身体障害者手帳（n=227）	12.3	36.6	18.5	19.8	2.2	10.6
	療育手帳（n=89）	69.7	3.4	1.1	18.0	1.1	6.7
	精神障害者保健福祉手帳（n=66）	33.3	21.2	12.1	21.2	1.5	10.6
	その他（n=90）	51.1	18.9	7.8	10.0	1.1	11.1
年齢別	18歳未満（n=47）	97.9	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1
	18～29歳（n=23）	87.0	4.3	0.0	8.7	0.0	0.0
	30～39歳（n=13）	61.5	7.7	7.7	15.4	0.0	7.7
	40～49歳（n=17）	64.7	11.8	0.0	17.6	0.0	5.9
	50～59歳（n=30）	20.0	20.0	3.3	30.0	10.0	16.7
	60～69歳（n=32）	15.6	53.1	0.0	15.6	0.0	15.6
	70～79歳（n=72）	5.6	44.4	13.9	20.8	2.8	12.5
	80～89歳（n=71）	0.0	35.2	25.4	26.8	1.4	11.3
	90歳以上（n=30）	0.0	16.7	40.0	43.3	0.0	0.0

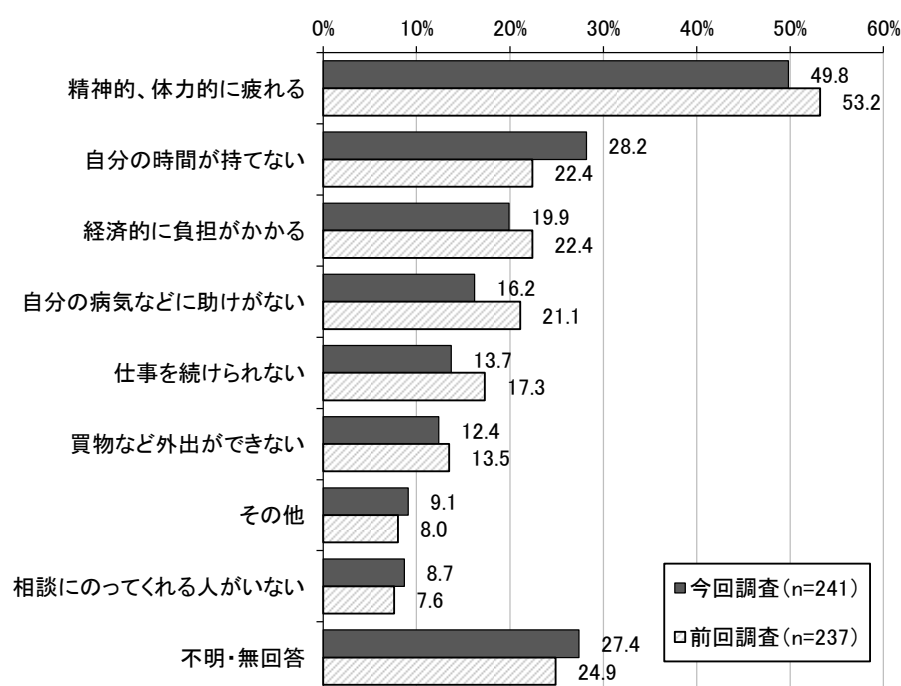
特に中心となっている介助者の年齢について見ると、「70～79 歳」が 22.0%と最も高く、次いで「50～59 歳」が 18.3%、「60～69 歳」が 17.0%となっています。

介助者が困っていることについて見ると、「精神的、体力的に疲れる」が 49.8%と最も高く、次いで「自分の時間が持てない」が 28.2%、「経済的に負担がかかる」が 19.9%となっています。

【支援してくれる家族の年齢】

単位：%		0 5 9 歳	1 0 5 1 9 歳	2 0 5 2 9 歳	3 0 5 3 9 歳	4 0 5 4 9 歳	5 0 5 5 9 歳	6 0 5 6 9 歳	7 0 5 7 9 歳	8 0 5 8 9 歳	9 0 歳 以上	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=241)		0.8	0.0	0.8	9.1	14.5	18.3	17.0	22.0	12.9	1.2	3.3
手 帳 種 別	身体障害者手帳 (n=153)	0.0	0.0	0.0	3.9	8.5	15.7	20.9	26.8	18.3	2.0	3.9
	療育手帳 (n=66)	1.5	0.0	1.5	13.6	25.8	21.2	15.2	13.6	6.1	0.0	1.5
	精神障害者保健福祉 手帳 (n=44)	0.0	0.0	2.3	9.1	6.8	31.8	13.6	20.5	13.6	0.0	2.3
	その他 (n=70)	1.4	0.0	1.4	18.6	25.7	12.9	15.7	15.7	8.6	0.0	0.0

【介助をしている方が困っていること（複数回答）】



③ 地域生活への支援について

地域で生活するために必要な支援について見ると、「必要なサービスが適切に利用できること」が54.0%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が49.9%、「相談対応等の充実」が31.2%となっています。前回調査と比較すると、「経済的な負担の軽減」が10.9ポイント増加しています。

手帳種別に見ると、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「経済的な負担の軽減」、その他の区分では「必要なサービスが適切に利用できること」が最も高くなっています。

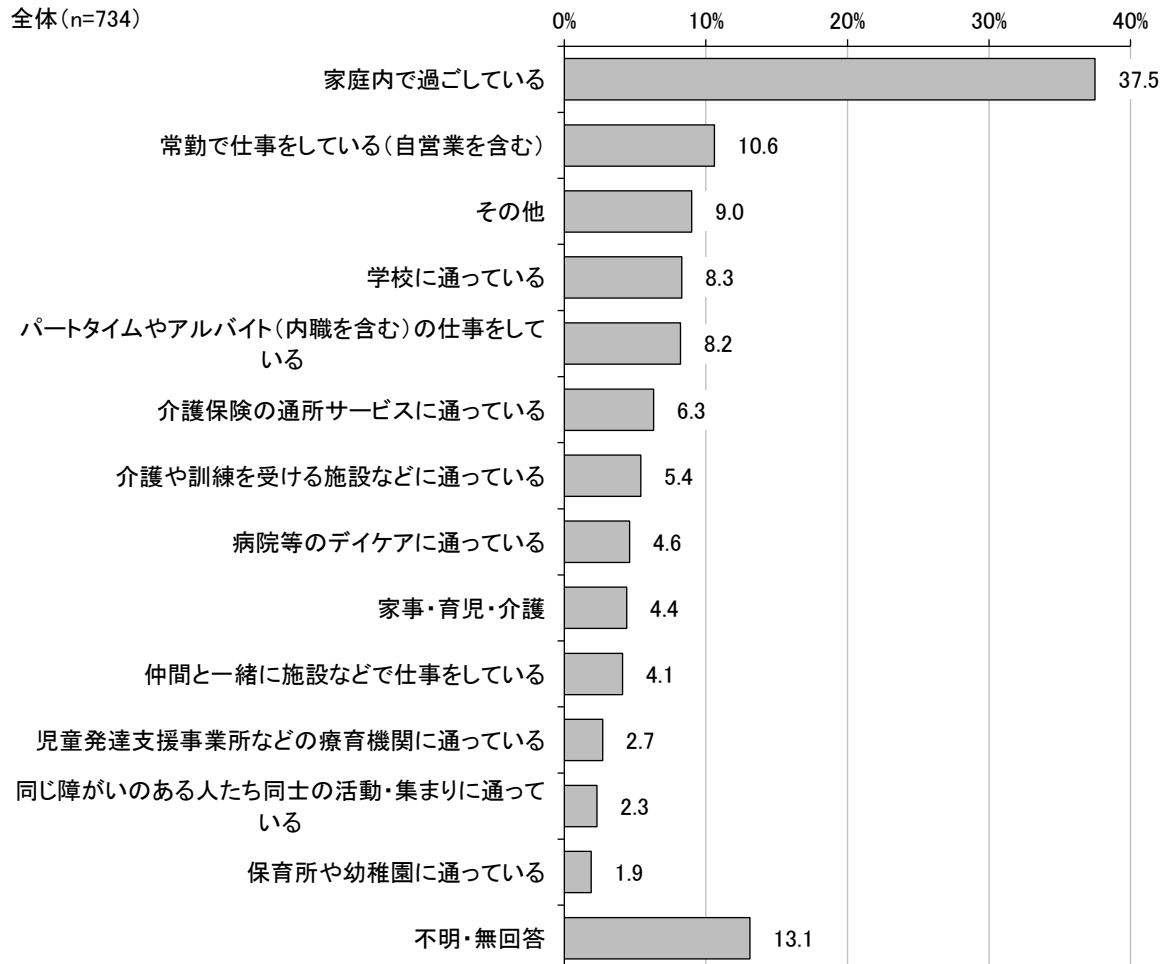
【地域で生活するために必要な支援について（複数回答）】

単位：%		障がい者に適した住居の確保	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	必要なサービスが適切に利用	生活訓練等の充実	在宅で医療的ケアを適切に受けられること	情報の取得利用や意思疎通に	その他	不明・無回答
全体	今回調査(n=734)	19.1	49.9	31.2	16.2	54.0	12.4	21.9	17.6	5.2	11.6
	前回調査(n=741)	20.0	39.0	29.4	15.9	47.0	14.7	17.8	19.4	6.1	17.4
手帳種別	身体障害者手帳(n=504)	15.7	46.4	26.6	10.9	51.4	8.7	27.8	12.5	5.2	13.3
	療育手帳(n=118)	40.7	51.7	47.5	39.0	62.7	28.8	11.9	37.3	3.4	9.3
	精神障害者保健福祉手帳(n=138)	20.3	57.2	37.7	15.9	48.6	13.8	18.1	21.7	5.8	12.3
	その他(n=155)	23.9	58.7	38.7	25.8	60.0	15.5	18.1	24.5	3.9	7.7
年齢別	18歳未満(n=71)	21.1	60.6	49.3	42.3	77.5	28.2	7.0	35.2	4.2	1.4
	18～29歳(n=39)	35.9	66.7	56.4	28.2	66.7	23.1	12.8	43.6	2.6	0.0
	30～39歳(n=28)	39.3	53.6	25.0	28.6	53.6	17.9	7.1	35.7	7.1	7.1
	40～49歳(n=40)	25.0	70.0	42.5	17.5	60.0	15.0	15.0	17.5	5.0	10.0
	50～59歳(n=55)	32.7	52.7	43.6	29.1	43.6	10.9	18.2	30.9	5.5	12.7
	60～69歳(n=94)	19.1	58.5	30.9	9.6	47.9	13.8	18.1	12.8	4.3	9.6
	70～79歳(n=172)	11.6	43.6	15.7	8.7	45.3	2.9	26.2	9.9	5.8	13.4
	80～89歳(n=147)	12.9	37.4	27.2	10.9	55.1	12.2	29.3	10.2	6.1	17.0
	90歳以上(n=44)	13.6	43.2	34.1	4.5	56.8	11.4	52.3	11.4	0.0	15.9

④ 就労について

日中の生活をどのように過ごしているかについて見ると、「家庭内で過ごしている」が37.5%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が10.6%、「その他」が9.0%となっています。

【日中の生活について（複数回答）】



今後、どのような働き方をしたいかについて見ると、「働けない」が27.0%と最も高く、次いで「一般就労」が14.9%、「特に希望はない」が12.4%となっています。

手帳種別に見ると、〔身体障害者手帳〕では「働けない」、〔療育手帳〕では「就労継続支援（B型）」、〔精神障害者保健福祉手帳〕では「一般就労」、〔その他〕では「一般就労」「わからない」が最も高くなっています。

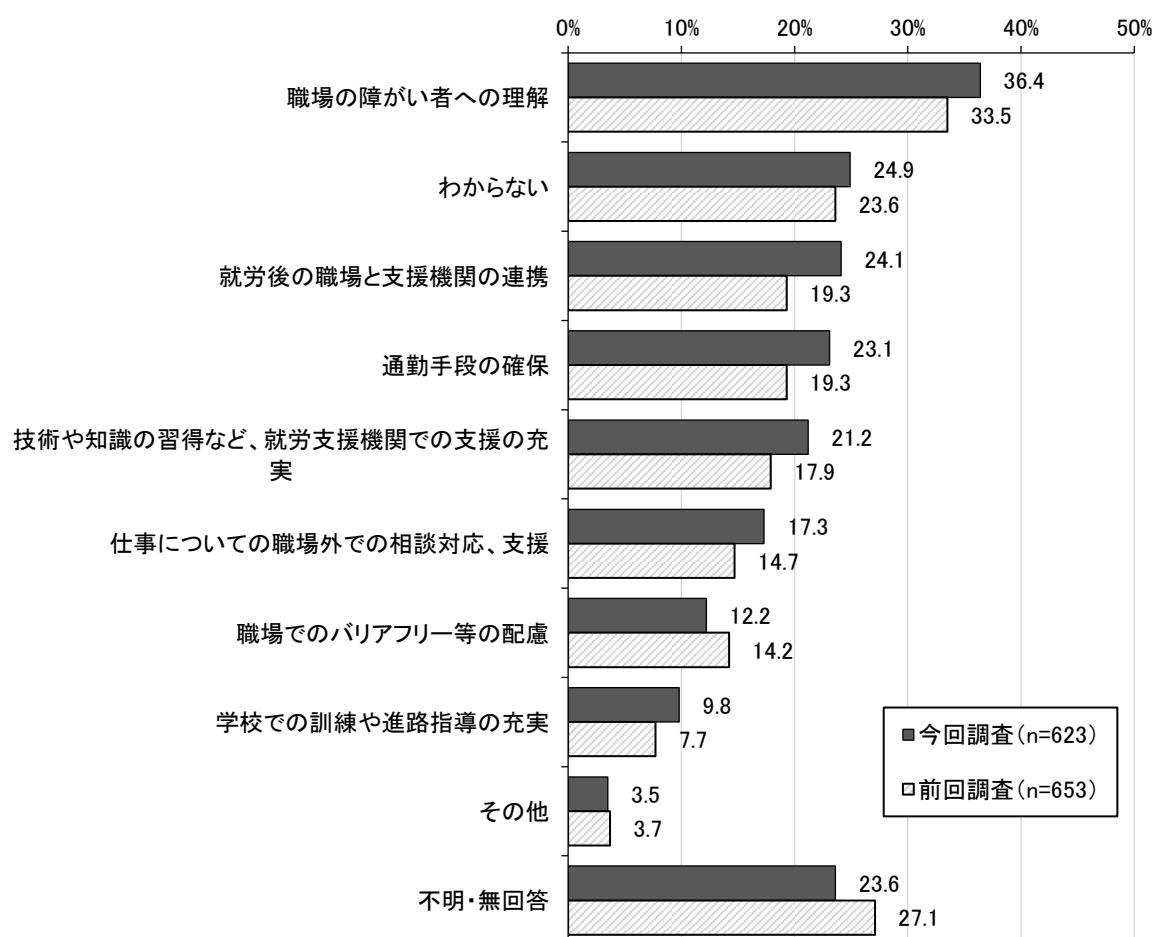
【今後の働き方について（複数回答）】

単位：%		一般就労	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	わからない	特に希望はない	その他	働けない	不明・無回答
全体	今回調査（n=623）	14.9	2.1	6.7	10.3	12.4	5.6	27.0	21.0
	前回調査（n=653）	13.6	2.9	4.4	10.3	12.6	3.2	29.1	23.9
手帳種別	身体障害者手帳（n=429）	10.3	0.5	1.6	7.0	14.0	5.6	32.9	28.2
	療育手帳（n=105）	16.2	5.7	26.7	21.0	6.7	4.8	14.3	4.8
	精神障害者保健福祉手帳（n=116）	20.7	4.3	11.2	14.7	8.6	6.9	18.1	15.5
	その他（n=128）	21.1	3.9	9.4	21.1	9.4	1.6	14.1	19.5
年齢別	18歳未満（n=56）	30.4	5.4	3.6	44.6	3.6	3.6	1.8	7.1
	18～29歳（n=37）	27.0	2.7	37.8	10.8	8.1	2.7	10.8	0.0
	30～39歳（n=26）	46.2	3.8	3.8	15.4	11.5	3.8	11.5	3.8
	40～49歳（n=36）	27.8	8.3	19.4	8.3	13.9	8.3	11.1	2.8
	50～59歳（n=46）	26.1	4.3	15.2	13.0	8.7	6.5	15.2	10.9
	60～69歳（n=86）	25.6	1.2	9.3	5.8	11.6	9.3	14.0	23.3
	70～79歳（n=140）	2.1	0.0	0.7	7.9	16.4	8.6	35.0	29.3
	80～89歳（n=125）	1.6	0.0	0.0	4.0	13.6	4.0	42.4	34.4
	90歳以上（n=36）	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	0.0	69.4	25.0

障がい者の就労支援として、今後重要だということについて見ると、「職場の障がい者への理解」が36.4%と最も高く、次いで「わからない」が24.9%、「就労後の職場と支援機関の連携」が24.1%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はありません。

【障がい者の就労支援で重要なこと（複数回答）】



⑤ 余暇活動等について

今後どのような活動をしたいと思うかについて見ると、「旅行」が37.6%と最も高く、次いで「買い物」が31.3%、「特に何もしたくない」が25.6%となっています。

年齢別に見ると、〔29歳以下〕〔50～69歳〕では「旅行」、〔30～39歳〕では「スポーツやレクリエーション」「旅行」「買い物」、〔40～49歳〕では「旅行」「買い物」、〔70～79歳〕〔90歳以上〕では「特に何もしたくない」、〔80～89歳〕では「買い物」が最も高くなっています。

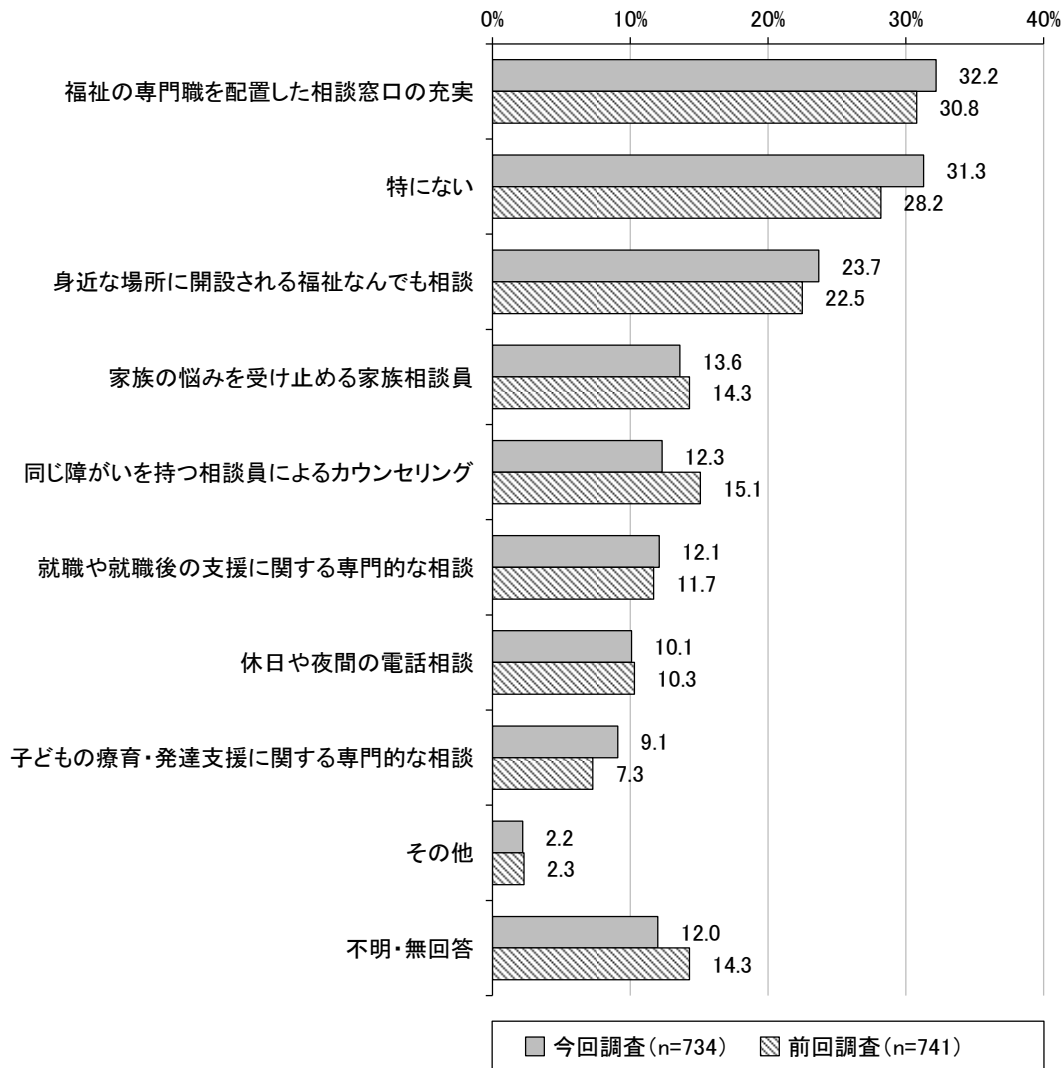
【余暇活動等の今後の希望について（複数回答）】

単位：%		スポーツやレクリエーション	旅行	買い物	ボランティア活動	障がい者団体の活動	趣味などのサークル活動・生涯学習	地域の行事やお祭り	特に何もしたくない	その他	不明・無回答
全体(n=734)		13.6	37.6	31.3	4.4	2.6	14.7	11.4	25.6	5.0	11.6
手帳種別	身体障害者手帳(n=504)	10.5	32.3	27.8	4.0	1.8	14.1	9.5	28.4	5.8	13.5
	療育手帳(n=118)	21.2	51.7	43.2	3.4	7.6	14.4	19.5	16.9	2.5	6.8
	精神障害者保健福祉手帳(n=138)	18.8	40.6	31.9	5.1	3.6	15.9	7.2	26.1	6.5	8.7
	その他(n=155)	18.7	48.4	33.5	4.5	3.9	14.8	11.6	19.4	3.9	9.7
年齢別	18歳未満(n=71)	29.6	62.0	38.0	4.2	1.4	18.3	21.1	8.5	0.0	9.9
	18～29歳(n=39)	20.5	64.1	41.0	7.7	7.7	23.1	15.4	10.3	2.6	5.1
	30～39歳(n=28)	42.9	42.9	42.9	0.0	10.7	21.4	10.7	25.0	0.0	3.6
	40～49歳(n=40)	12.5	40.0	40.0	2.5	2.5	15.0	15.0	35.0	2.5	2.5
	50～59歳(n=55)	9.1	49.1	38.2	5.5	3.6	14.5	9.1	16.4	1.8	12.7
	60～69歳(n=94)	17.0	47.9	28.7	10.6	4.3	13.8	9.6	21.3	6.4	1.1
	70～79歳(n=172)	10.5	30.2	22.1	3.5	0.6	12.8	8.1	32.6	8.1	13.4
	80～89歳(n=147)	4.8	21.1	30.6	2.0	1.4	13.6	10.2	29.9	6.1	20.4
	90歳以上(n=44)	6.8	13.6	29.5	0.0	0.0	11.4	4.5	40.9	9.1	15.9

⑥ 相談支援について

相談支援体制の充実で望むことについて見ると、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が32.2%と最も高く、次いで「特にない」が31.3%、「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が23.7%となっています。前回調査と比較すると、大きな変化はありません。

【相談支援体制の充実で望むこと（複数回答）】

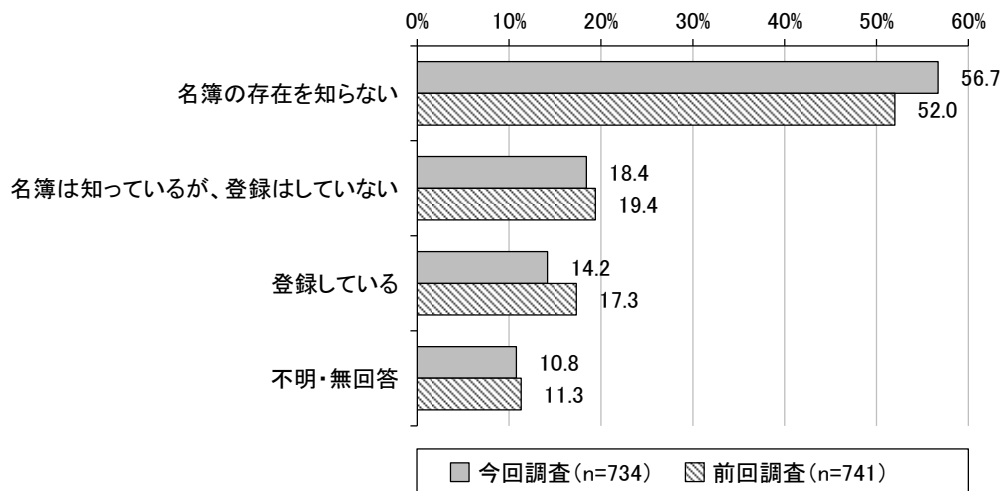


⑦ 災害時の対応について

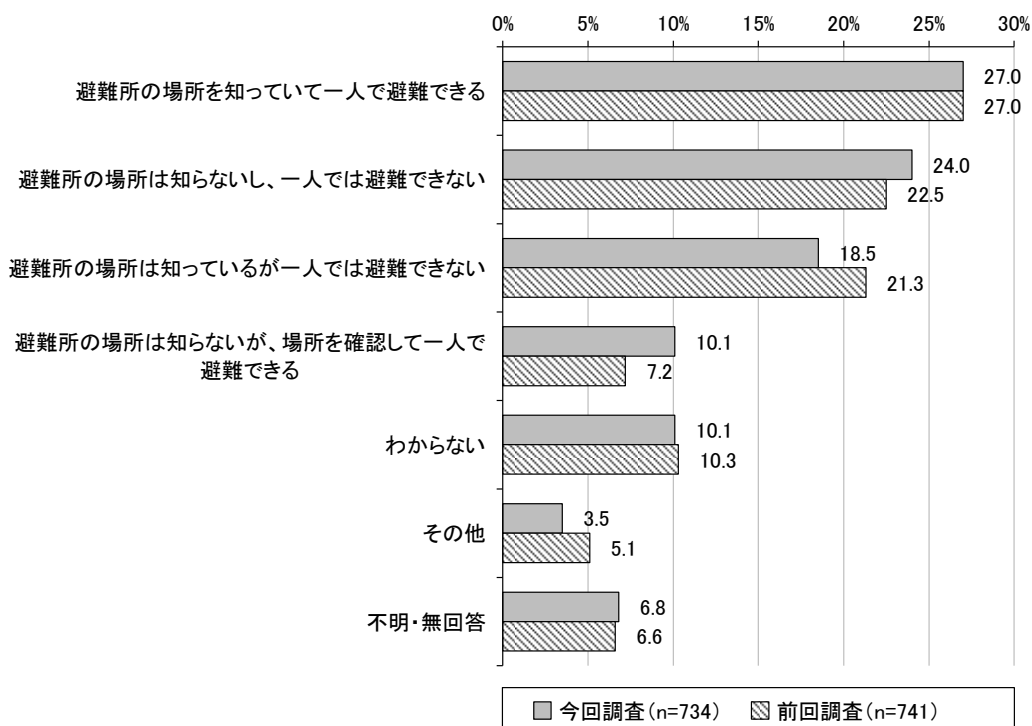
避難行動要支援者名簿への登録状況について見ると、「名簿の存在を知らない」が56.7%と最も高く、次いで「名簿は知っているが、登録はしていない」が18.4%、「登録している」が14.2%となっています。前回調査と比較すると、大きな変化はありません。

災害時等に一人で避難所へ避難できるかについて見ると、「避難所の場所を知っていて一人で避難できる」が27.0%と最も高く、次いで「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」が24.0%、「避難所の場所は知っているが一人では避難できない」が18.5%となっています。

【避難行動要支援者名簿について（単数回答）】



【避難行動について（単数回答）】

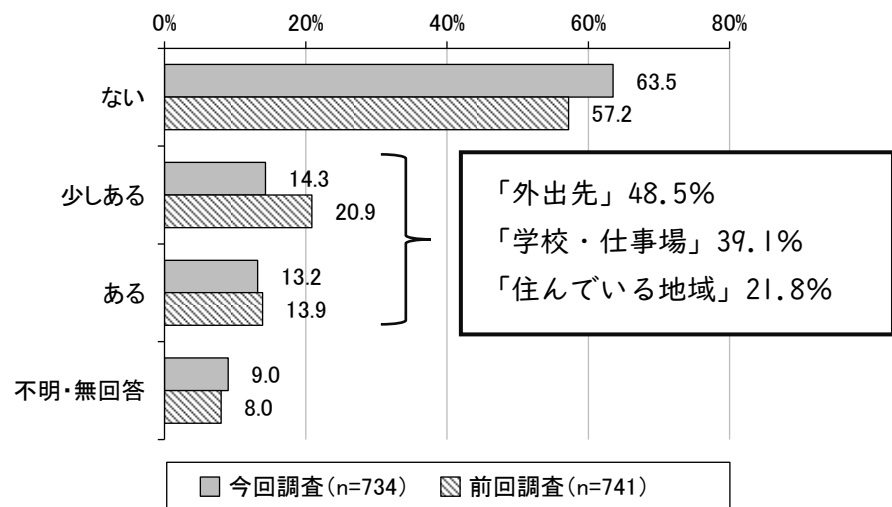


⑧ 権利擁護について

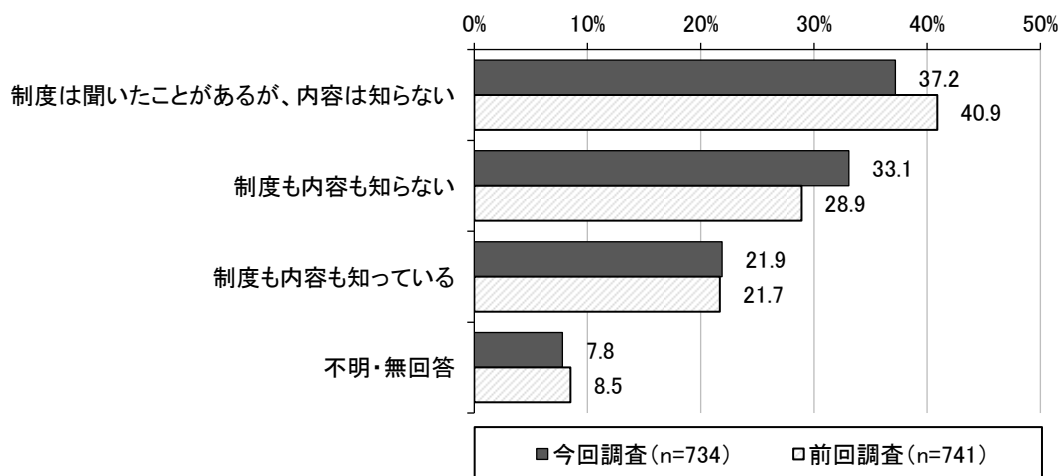
障がいによって差別を感じたり、嫌な思いをする（した）ことがあるかについて見ると、「ない」が63.5%と最も高く、次いで「少しある」が14.3%、「ある」が13.2%となっています。前回調査と比較すると、「ない」が6.3ポイント増加、「少しある」が6.6ポイント減少しています。

成年後見制度の認知度について見ると、「制度は聞いたことがあるが、内容は知らない」が37.2%と最も高く、次いで「制度も内容も知らない」が33.1%、「制度も内容も知っている」が21.9%となっています。

【差別や嫌な思いをする（した）経験について（単数回答）】



【成年後見制度の認知度（単数回答）】



成年後見制度の利用意向について見ると、「わからない」が61.2%と最も高く、次いで「使いたくない」が16.2%、「今後使うことも考えている」が9.0%となっています。

手帳種別に見ると、すべての区分で「わからない」が最も高くなっています。

【成年後見制度の利用意向（単数回答）】

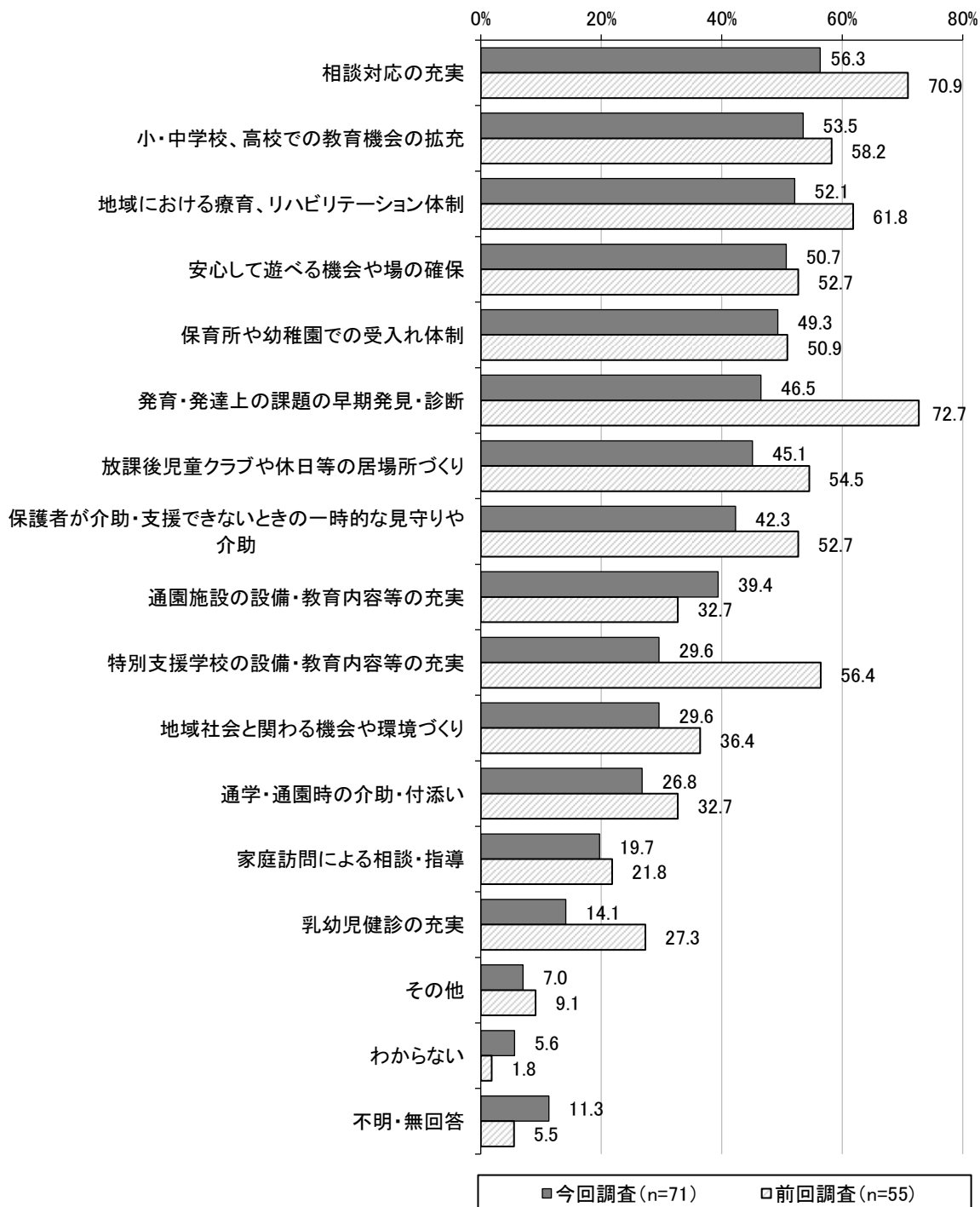
単位：%		すでに使っている	今後使うことも考えている	一部なら使いたい	使いたくない	わからない	不明・無回答
全体(n=734)		1.2	9.0	3.5	16.2	61.2	8.9
手帳種別	身体障害者手帳(n=504)	0.6	7.3	3.2	18.1	60.3	10.5
	療育手帳(n=118)	5.1	23.7	3.4	5.9	56.8	5.1
	精神障害者保健福祉手帳(n=138)	0.7	12.3	3.6	18.8	58.7	5.8
	その他(n=155)	1.3	13.5	2.6	12.3	63.2	7.1

⑨ 障がい児への支援について

障がいのある子どものために、特に重要と思うものについて見ると、「相談対応の充実」が56.3%と最も高く、次いで「小・中学校、高校での教育機会の拡充」が53.5%、「地域における療育、リハビリテーション体制」が52.1%となっています。

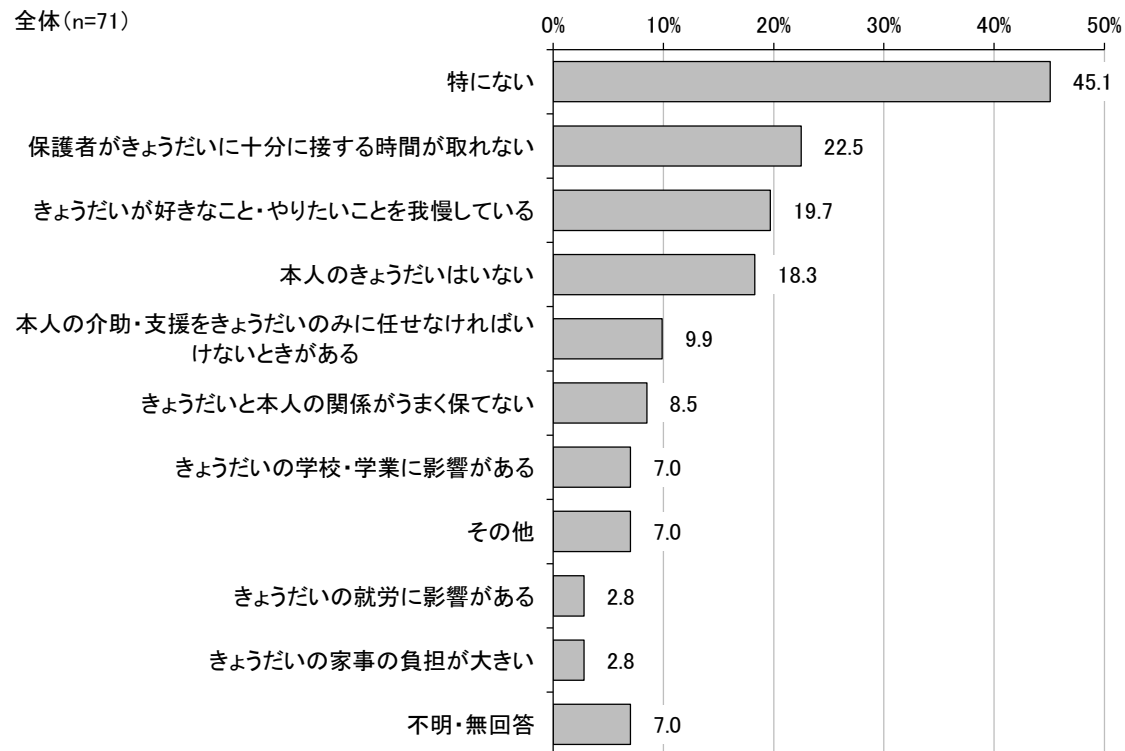
前回調査と比較すると、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」「特別支援学校の設備・教育内容等の充実」において、20ポイント以上差があります。

【障がい児支援で重要だと思うもの（複数回答）】



障がいのあるお子さんのきょうだいに関する不安や困りごとについて見ると、「特にない」が45.1%と最も高く、次いで「保護者がきょうだいに十分に接する時間が取れない」が22.5%、「きょうだいが好きなこと・やりたいことを我慢している」が19.7%となっています。

【きょうだい（兄弟・姉妹）への不安や困りごと（複数回答）】



(2) 事業所調査結果の抜粋

① 今後定員数の増員又は新たに実施を予定しているサービス

今後新たに実施を予定しているサービスについて見ると、「児童発達支援センター」「就労継続支援B型」がそれぞれ1事業所となっています。

提供予定のサービス	予定定員数	開始年月
児童発達支援センター	20人	令和7年4月
就労継続支援B型	20人	令和8年1月

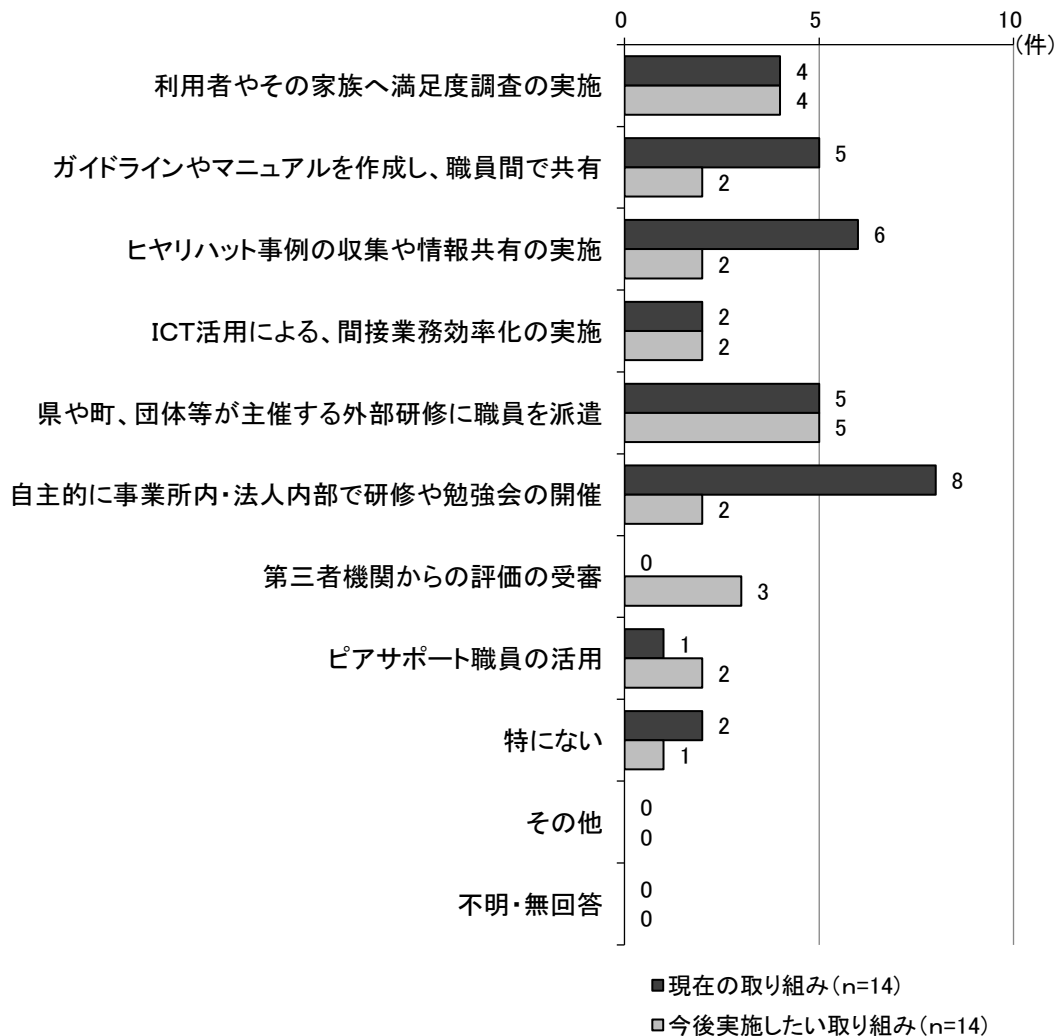
② サービスの受入れについて

受入れできなかったサービス	件数	理由
居宅介護	2件	- 希望される時間帯（または時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた - 新規契約者を受入れる余裕がなかった（職員体制など）
共同生活援助	1件	- 事業所だけでは対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度など） - 満室のため
就労継続支援B型	3件	- 送迎のルートが難しかった為 - 定員超過の恐れがあったため - 希望される時間帯（または時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた
計画相談支援	3件	- 事業所だけでは対応できない困難ケースだった（障がい種別、障がい程度など） - 新規契約者を受入れる余裕がなかった（職員体制など） - 提供実施地域外だったため
移動支援	1件	希望される時間帯（または時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた
放課後等デイサービス	1件	- 希望される時間帯（または時期）に利用が集中し、依頼時には定員に達していた - 希望される時間帯に、事業所としてサービス提供していなかった（夜間、休日など）
同行援護	1件	定員超過してしまう為

③ サービスの質の向上に向けた取組について

提供するサービスの質の向上に向けて、現在実施している取組について見ると、「自主的に事業所内・法人内部で研修や勉強会の開催」が8件と最も多く、次いで「ヒヤリハット事例の収集や情報共有の実施」が6件、「ガイドラインやマニュアルを作成し、職員間で共有」「県や町、団体等が主催する外部研修に職員を派遣」が5件となっています。

今後実施したい取組について見ると、「県や町、団体等が主催する外部研修に職員を派遣」が5件と最も多く、次いで「利用者やその家族へ満足度調査の実施」が4件、「第三者機関からの評価の受審」が3件となっています。

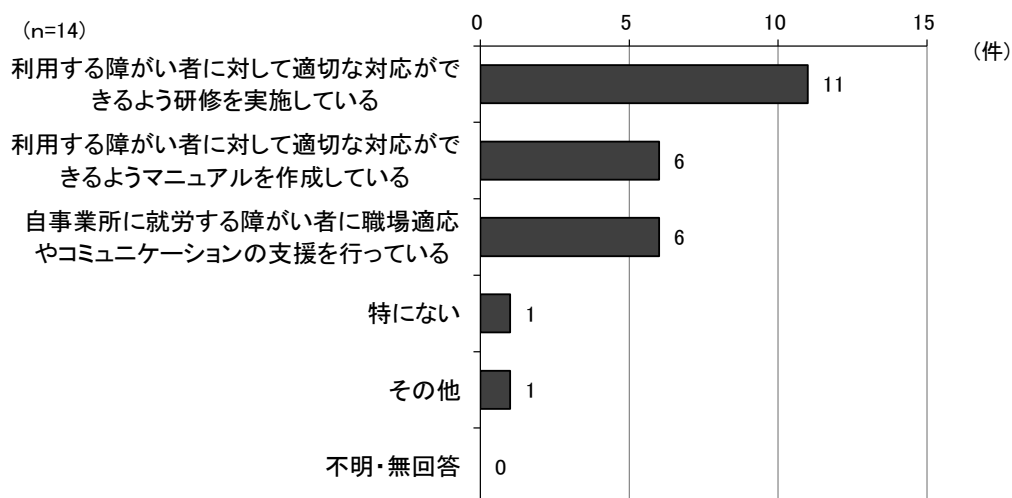


④ 事業充実のため必要とすることや課題

回答内容
・人材の確保（特に若い年齢の人材）質の向上。 ・働きやすい環境、賃上げ。
・安定的な人員の確保と人材育成システムの構築。
・利用者の工賃をあげていくに当たって、なかなか仕事を頂けないのが現実で困っている。
・人材の確保。定員には達していないが計画以外に対応しないといけない部分が多く、一人体制では今以上の利用担当をする余裕がない。
・人件費の確保。 ・資質向上。 ・行政・関係機関との連携、情報共有。
・事業内容を理解した中での人材を確保すること。
・一番の課題はヘルパーの確保。給料面や働きやすさを考えて人材確保に努めているが、現状課題が多くある。
・高工賃を実現するための施設・整備の充実強化のための資金不足。
・情報共有など役場との連携。
・利用者に合った生産活動の確保。 ・利用者が安心して通所できる環境作り。 ・障がい特性を理解した上での適切な支援。 ・支援者の知識・スキル向上を図るための研修への参加。
・細かい所に気を配り、職員全体でチームの強化を図り、安心して毎日を安全に過ごしてもらう。その協議を行う時間を設けていきたい。1つ1つの問題を課題にして、自由に発言できる見通しのよいチーム作りをする。職員のケアを行い何でも言えて改善の方法を見つけていく。

⑤ 合理的配慮の提供に関する取組について

「合理的配慮」の提供に関する取組について見ると、「利用する障がい者に対して適切な対応ができるよう研修を実施している」が11件と最も多く、次いで「利用する障がい者に対して適切な対応ができるようマニュアルを作成している」「自事業所に就労する障がい者に職場適応やコミュニケーションの支援を行っている」が6件となっています。



(3) 団体調査結果の抜粋

① 団体の活動状況について

1 団体の活動における問題点や課題
・ 会員の高齢化のため活動が縮小傾向にある。 ・ コロナ禍の影響で活動に制限がある。 ・ 新会員の加入がない。
2 今後力を入れていきたい活動内容
・ 地域で障がいの理解をさらに進める努力をする。 ・ メンバー同士の交流、家族との交流に努める。
3 活動をする上で、町への要望
・ 町内に障がい者の働ける場所や気軽に集まれる場所が増えることを望む。その中で私達の活動ができる機会もあるかと思う。

② 障がい福祉に関する町の課題について

1 社会参加・交流の機会・場づくり等
・ まず外出することが第一歩のスタートかと思うので、制約されず、自由に自分ができること、したいことを見つけられる機会があるのは良いことだと思う。
2 障がいのある人の家族に対する支援
・ 地区に民生委員さんがお世話をしているサロンや健康課から依頼された体操などがある。行政的なきまりがあると思うが、活動をゆるやかなものにして、声掛けできれば良い。
3 障がいや障がいのある人への理解促進
・ 加齢とともに、身体の不自由さや高齢うつになる可能性が高くなる。生涯学習の中に障がいへの理解を深める学習を促進する。

第4章 障がい者施策をめぐる町の課題と今後の方向性

(1) 障がい福祉サービス等の生活支援の充実

- 地域で生活するために必要な支援について、アンケート調査では「必要なサービスが適切に利用できること」「経済的な負担の軽減」の回答が高くなっています。障がい者が安心して日々の生活を送るために、必要な福祉サービス等の支援を適切に受けられることが重要です。
- アンケート調査では、主に支援している家族の年齢を見ると70歳代以上が36.1%となっています。高齢の介助者も増えていることから、「親亡き後」を支えるための多様な暮らしを支援していくことが重要です。
- アンケート調査では、介助者の約半数が「精神的、体力的に疲れる」と回答しています。介助をおこなう家族の心身の負担を軽減できるよう、レスパイトの利用促進等、家族支援についても充実する必要があります。

方向性

- 障がいの種類や程度にかかわらず本人が希望する地域生活をかなえることができるよう、生活支援サービスの提供、経済的な支援等の様々な角度から地域生活を支えるための支援を推進します。
- 地域生活を支えるためのサービスの安定的な提供に向けて、松山圏域で連携を図りながらサービスの供給体制の充実に努めます。
- 地域生活支援拠点等の整備とともに、その機能充実のため、コーディネーターの配置及び緊急時の連絡体制の構築に取り組みます。

(2) 相談支援や情報提供の充実

- 相談支援体制の充実について、アンケート調査では、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」の回答が高くなっています。専門的な相談にも対応できるよう、相談支援の質の向上を図るとともに、身近な相談窓口の一層の周知が必要です。
- 令和4年5月に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、法律の主旨を踏まえて、取組を進めていく必要があります。

方向性

- 障がい者本人の意思による選択や決定等を支援するため、福祉サービスなどの生活に必要な情報をわかりやすく提供し、容易に取得できる環境を整えます。
- 様々な障がいや難病患者等に対応できる相談支援体制の充実に努め、相談支援事業所や病院・療育センターなどの専門機関と連携した相談支援の推進を図ります。

(3) 障がいのある人の権利擁護とさらなる差別の解消

- 成年後見制度の認知度について、アンケート調査では、「制度も内容も知っている」が21.9%となっており、制度の周知に課題がみられます。
- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについて、アンケート調査では、27.5%の方が「ある、少しある」と回答されています。精神障がいや知的障がいといった見ただけでわかりづらい障がいは差別や偏見に苦しむ方も多く、さらなる理解の促進が求められます。

方向性

- 障がい者やその家族の救済や支援に繋げるために、障がい者虐待防止及び権利擁護に関する普及・啓発に取り組みます。
- 家庭、学校、職場等のあらゆる場において、すべての人が障がいに対して正しい理解を深めるため、広報紙やホームページなどを活用しながら、積極的な啓発・広報活動を推進します。

(4) 障がいのある子どもや保護者への支援の充実

- 障がい児支援のニーズに関しては、アンケート調査では、「相談対応の充実」「小・中学校、高校での教育機会の拡充」「地域における療育、リハビリテーション体制」「安心して遊べる機会や場の確保」で半数以上の回答がありました。
- 本町では、児童発達支援や放課後等デイサービスを中心に、障害児福祉サービスの利用者が増加しており、支援の必要な子どもが増加しています。
- 本町では、専門家の派遣による巡回相談を町立保育所、幼稚園及び小・中学校で年2回実施しています。巡回相談では子どもと直接接することで、必要な教育的ニーズを整理し、教職員への確かなアドバイスにつなげています。
- 周囲の適切な理解や支援を受けることで、自分らしく成長していけるよう、家族や就園・就学施設と連携した、障がいの特性に応じた適切な関わり方や支援の推進が求められます。

方向性

- 子どもの最善の利益を考え、一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に引き続き取り組みます。
- 個別の教育支援計画等を活用し、学校種間の引き継ぎがよりスムーズに行えるよう努めます。
- 乳幼児期からの切れ目ない支援の充実に向けて、松前町特別支援連携協議会における教育・保健・福祉の連携を継続します。

(5) 多様な社会参加の場づくり

- アンケート調査では、「常勤で仕事をしている（自営業を含む）」が10.6%、「パートタイムやアルバイト（内職を含む）の仕事をしている」が8.2%となっています。また、今後の就労意向に関しては、特に精神障がいの方の就労意向が高くなっています。障がいのある人の就労の促進については、障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げが予定されているほか、令和6年度からは民間事業者における合理的配慮の提供義務の拡大といった法整備が進められており、本人の希望を叶えるための雇用環境の充実が求められます。
- 余暇活動への希望に関して、アンケート調査では「旅行」「買い物」の回答が高くなっています。一方で、年齢が上がるほど「特に何もしたくない」の割合が高くなっています。
- まさき文化祭では、障がいのある人もない人もともに、それぞれの文化活動の成果を披露し、交流を図っており、今後も障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場や機会の拡大を図る必要があります。
- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」や「読書バリアフリー法」等の各種法律に基づき、障がいのある人の生活を豊かにするためのスポーツ・文化芸術活動、生涯学習等への参加支援体制の充実やバリアフリー等を進めていく必要があります。

方向性

- 企業等に対して、障がい者雇用に関する広報・啓発や、各種制度の情報提供等を推進し、障がい者雇用の拡大に努めます。
- 公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター（えひめ障がい者就業・生活支援センター）等との連携を図り就労の機会を確保するとともに、障がい者の自立した生活を支援するため、地域の就労支援機関と連携しながら、引き続き就労定着支援サービスの促進に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集まり、交流や活動ができる場を創出し、スポーツ、レクリエーション及び文化活動の充実に努めます。

(6) 安心・安全な住まいとまちづくり

- アンケート調査では、避難行動要支援者名簿の認知度は32.6%となっており、制度の周知に課題がみられます。
- アンケート調査では、災害時に一人で避難できない人は42.5%となっており、そのうち24.0%の人が避難場所を知らないと回答しています。
- 松前町避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や個別避難計画作成に係る説明会を順次進めていますが、作成件数は低い状況にあります。今後、個別避難計画の作成に向けては自主防災会や関係各課と協議を行い、具体的な手法の検討が必要です。

方向性

- 障がいがあっても地域で安心して暮らすため、自主防災組織、関係機関との連携強化を図り、地域と連携した見守り体制の充実に努めます。
- 災害時の避難に関する取組、避難所における対応等、障がいのある人が災害時に安心できる体制の充実に努めます。

第 3 部…第 4 期障がい者基本計画

第 1 章 計画の理念

本町では、第 5 次松前町総合計画において目指すべき町の将来像を「生きる喜び あふれる まち まさき」とし、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりが日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる生活自立のまちづくりを進めています。

そして、保健福祉分野では「笑顔で暮らせる健康づくり」の基本施策のもと、町民がお互いの個性と人格を尊重し合い、地域社会で生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指して、障がい者が地域社会の中で自立するとともに、積極的に社会参加できるよう、地域・関係機関・行政が一体となって、社会参加の促進や、福祉サービスの充実、生活環境の整備充実などを総合的に推進しています。

一方、国では、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を示しています。

こうした国の方向性等を踏まえつつ、全ての町民が松前町に住んでよかったと思える障がい者福祉政策を進めるため、基本理念を「健やかで やさしい 地域共生社会を目指す」とします。

基本理念

健やかで やさしい 地域共生社会を目指す

第2章 基本目標と施策体系

基本理念 健やかで やさしい 地域共生社会を目指す	
基本目標	施策の方向
1 療育・教育の充実	(1) 早期療育の充実
	(2) 学校教育の充実
	(3) 子育て支援の充実
	(4) 医療的ケア児の支援
2 差別解消と権利擁護の推進	(1) 広報・啓発活動の推進
	(2) 福祉教育の推進
	(3) 障がいを理由とする差別の解消
	(4) 地域福祉の推進
	(5) 成年後見制度の利用促進
	(6) 障がい者虐待防止の啓発
3 地域生活の充実	(1) 相談支援体制の充実
	(2) 生活支援サービスの提供
	(3) 生活の場の確保
	(4) 障がいのある人の家族への支援
4 保健・医療の充実	(1) 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進
	(2) 精神保健・医療施策の推進
	(3) 保健・医療・福祉の充実と連携の強化
5 雇用・就業の充実	(1) 雇用機会の確保と拡大
	(2) 個々に応じた就労支援
	(3) 総合的な就労支援施策の推進
6 スポーツ・文化芸術活動等の推進	(1) スポーツ・文化芸術活動の推進
	(2) 参加しやすい環境の整備
7 安心・安全な環境づくり	(1) 住みやすいまちづくりの推進
	(2) 防災・防犯対策の推進
	(3) 交通環境の整備
8 情報提供・意思疎通支援の充実	(1) 情報アクセシビリティ ¹ の向上
	(2) 意思疎通や意思決定への支援の充実
	(3) 行政における合理的配慮の提供

¹ アクセシビリティ：「利用しやすさ」「近づきやすさ」を意味する。

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ 療育・教育の充実

取組の方向性

- ニーズが拡大している障がい児支援について、乳幼児健診等を通じて早期発見や早期支援につなげる取組を推進するとともに、保護者が安心して前向きに子どもに向き合うことができるよう、ライフステージごとの切れ目のない相談支援、障がい児福祉サービス等の提供に努めます。
- 子どもにとって学びと生活の場である学校について、子どもの発達状況に合わせた特別支援教育を推進するとともに、障がいの有無にかかわらず子どもが交流できる環境をつくることで、お互いの個性や能力を認め合い、誰もが自分らしく社会に参画できる地域づくりに努めます。
- 令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」に基づき、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが平等に保育・教育が受けられるよう、支援環境の整備や医療や福祉などの関係機関等との連携に向けて、地域一体となって支援することが求められます。

施策の方向

（Ⅰ）早期療育の充実

① 療育体制の充実

- ・乳幼児健診・電話相談・訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に個別相談を行うとともに、必要に応じて専門機関への受診勧奨や、児童発達支援の利用を推奨します。
- ・切れ目のない支援に向けて、松前町特別支援連携協議会を活用しながら、より効果的な連携を図り、さらなる支援体制の充実に努めます。

② 保育・教育の充実

- ・障がいのある子どもに対する理解を深めるため、研修の実施等により、保育士・幼稚園教諭の保育・教育指導力の向上に努めます。
- ・障がいのある子どもを受け入れるために、必要に応じて保育所・幼稚園等の施設、設備等の環境の改善に努めます。

（Ⅱ）学校教育の充実

① 特別支援教育の推進

- ・特別支援教育を充実させるため、専門家の派遣による巡回相談や研修会を実施し、教職員の資質向上に努めます。

- ・特別支援教育コーディネーター及び学校生活支援員を配置し、障がいのある児童・生徒への教育体制を整備し、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行います。
- ・インクルーシブ教育²の理念に基づき、地域の学校で障がいのある児童・生徒が学べる環境を整備します。

② 就学・進路相談等の推進

- ・障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、各機関と連携しながら教育相談や就学相談の充実を図ります。
- ・小学校から中学校、中学校から高校等への進学の際に、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携しながら一人ひとりの状況に応じた進路相談を実施します。

③ 関係機関の連携強化

- ・子どもの教育に関する保護者の悩みや不安を解消するため、一人ひとりに応じた教育の場が提供できるように、学校・家庭・関係機関が連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- ・障がいのある児童について、小学校入学前に個別の教育支援計画を作成し、保育所、幼稚園等から小学校、中学校に至るまで、一体的な指導が行える体制を整備します。

(3) 子育て支援の充実

① 放課後の居場所づくり

- ・障がいのある子どもの健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため、放課後等デイサービスの利用促進に努めます。
- ・障がいのある児童の受け入れに当たり、支援員の資質向上を図ることで放課後児童クラブの利用促進に努めます。

② 保護者への子育て支援

- ・関係機関との連携を通じて、障がいのある子どもの保護者に対して、相談の機会や保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児の不安や悩みを解消し、精神的負担の軽減を図ります。

(4) 医療的ケア児の支援

① 医療的ケア児の支援

- ・医療的ケア児等コーディネーターと連携しながら、多様化する医療的ケアに関するニーズを把握し、地域で安心して生活できるよう関係機関との調整を行います。

² インクルーシブ教育：障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

基本目標 2 差別解消と権利擁護の推進

取組の方向性

- 誰もが障がいの有無に関わらず、相互に尊重し合える社会となるよう、町民一人ひとりの、障がいや障がいのある人に関する正しい理解を深めていく必要があります。
- 障がいのある人の人権を守り、さらなる差別の解消に向けて、町民や事業者へ正しい理解と配慮を促す啓発活動を行います。
- 個々の状況に応じて、成年後見制度の利用を促進し、障がいのある人の権利擁護に努めるとともに、障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止に取り組むことで、地域で安心して生活ができるよう支援します。

施策の方向

(1) 広報・啓発活動の推進

① 障がいに関する広報・啓発

- ・「障がい」という特性に対する周知や対応についての啓発等を行います。また、障がいのある人への様々な施策を広報紙や町のホームページで積極的に情報提供を行い、広報・啓発活動を推進します。

(2) 福祉教育の推進

① 学校教育における福祉教育の推進

- ・幼少期から社会福祉への関心を持つよう、就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を促進するとともに、体験学習や交流学习についても引き続き取り組みます。

② 生涯学習による福祉教育の推進

- ・町民が人権尊重の意識を持ち、障がいについて正しく理解するため、公民館活動での学習会等を通じ、研修や啓発を推進します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消

① 障害者差別解消法の周知

- ・障害者差別解消法について、広報紙や町のホームページを活用した広報、啓発活動を行うとともに、障がいのある人に対する差別の解消と正しい理解の促進に努めます。
- ・令和6年4月から民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されるため、広く周知・啓発に努めます。

(4) 地域福祉の推進

① ボランティア活動への支援

- ・ 社会福祉協議会や地域のボランティア活動団体と町との連携を強化し、町民を対象にボランティアに関する情報提供や相談を行います。

② 障がいのある人の社会貢献活動の支援

- ・ 障がいのある人自身がボランティア活動に参加できるよう、機会の創出を図り、障がいのある人の地域活動を促進するとともに、様々なボランティア活動参加者との交流が図れる機会の確保に努めます。

(5) 成年後見制度の利用促進

① 成年後見制度利用支援及び利用促進

- ・ 判断能力の十分でない障がいのある人や認知症の高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用支援及び利用促進を図ります。

(6) 障がい者虐待防止の啓発

① 障がい者虐待への対応

- ・ 障がいのある人の虐待防止の広報・啓発活動を継続し、虐待の早期発見のために医療機関や教育機関及び児童福祉施設に対しても広報・啓発活動を実施していきます。
- ・ 松前町障がい者相談支援センターにおいて、事実確認や安全確認を行い、関係機関とともに解決に向けて支援を行います。

基本目標 3 地域生活の充実

取組の方向性

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、当事者や支援者が暮らしの中で抱える様々な悩みや不安等に対応し、必要に応じて適切な支援につなげることができる相談支援が重要な役割を果たします。本町では、町の相談窓口、相談支援事業所等で相談対応にあたっています。
- 障がい福祉サービス等の提供においては、一人ひとりの障がい特性や障がいの状態、生活実態等に応じた支援が求められています。なかでも今後は重度障がい者や強度行動障がいのある人など、多様な人が利用できる支援体制を整備していくことが重要です。
- 障がいのある人の地域移行や地域定着を進めるに当たっては、住まいの場の確保が重要です。できる限り住み慣れた地域や希望する場所で生活することができるよう、多様な居住の場の確保に向けた支援を行います。
- 障がいのある人の中心的な介助者は、多くの場合保護者や配偶者といった家族となっています。介助者が介助の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることが無いよう、介助者への負担軽減を支援します。

施策の方向

(1) 相談支援体制の充実

① 地域における相談体制の充実

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送るために、相談支援事業所と連携を図り、ライフステージごとの切れ目のない支援を継続・調整できるよう、相談体制の充実を図ります。
- ・身体障がい者相談員・知的障がい者相談員、民生委員児童委員等とも連携し、身近な相談支援体制を整備します。

② 専門的な相談支援の推進

- ・専門的な支援が必要な困難事例等に対応するため、必要な体制の整備に努めるとともに、関係機関と連携して情報提供や相談対応の充実に努めます。

(2) 生活支援サービスの提供

① 障がい福祉サービス等の充実

- ・障がいのある人の住み慣れた地域での生活や社会参加、日中活動を支援するため、当事者の自己選択と自己決定を尊重しながら障がい福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の充実に図ります。
- ・障がい福祉サービス事業所と連携し、町内で不足しているサービスや利用者のニーズの把握に努め、サービス内容の充実に図ります。
- ・重度障がいや強度行動障がい等の専門的支援が必要なケースについては、相談支援事業所等とも連携し、本町におけるニーズの把握に努めます。

② 経済的支援の充実

- ・障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活支援用具等の給付を引き続き実施するとともに、支援用具の種類の充実に図り、経済的な負担を軽減します。
- ・現状のサービスを踏まえ、新たなニーズに応じたサービスの提供を行うことで、経済的な負担を軽減します。

(3) 生活の場の確保

① 多様な住まいの確保

- ・障がいのある人の「親亡き後」を見据え、地域において自立して暮らせるよう、障がい特性に応じた住まいの場となるグループホームについて、圏域内の事業所と連携を図りながら確保に努めます。
- ・障がいのある人や高齢者で、入居要件に該当する方に対し、町営住宅の入居促進に努めます。

② 暮らしやすい住宅づくりの促進

- ・障がいのある人に配慮した町営住宅の建設を行い、入居者が安全で安心して居住できるように、住戸内部、共用部のバリアフリーを進めます。
- ・障がいのある人が居住する住宅について、住環境を改善するための補助制度の周知を行い、利用を促進します。

(4) 障がいのある人の家族への支援

① 家族介護者への支援

- ・障がいのある人を介護する家族の負担軽減を図るとともに、レスパイト（休息）目的の短期入所が適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、サービスの利用促進に努めます。
- ・発達障がいと診断されている又はその疑いのある子どもを育てており、育児に不安を感じている保護者等に対してペアレントトレーニングを実施し、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに対する不安解消に努めます。

基本目標 4 保健・医療の充実

取組の方向性

- 定期的な健康診査や、健康に関する相談は、障がいの予防と重度化の防止につながります。保健、医療、福祉等での連携を図りつつ、早期発見、早期の治療や適切な療育へとつなげていくことが求められます。
- 障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、医療機関と事業所等の関係機関との連携を図り、障がいのある人が身近な地域で必要な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。
- 精神障がいのある人が増加傾向にあり、こころの健康づくりの推進や精神障がいのある人への支援拡充等、精神保健福祉の充実を図ります。

施策の方向

(1) 疾病の予防と早期発見・早期治療の推進

① 母子保健施策の推進

- ・ 3 か月児健康診査、1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、乳幼児相談などの実施により育児不安のある保護者の支援を行います。

② 特定健診等の充実

- ・ 健康診査・各種がん検診等の受診勧奨や健診事後の指導によって、相談、教育、健診、訪問等を通じた疾病予防、疾病の早期発見、重症化予防に取り組みます。

(2) 精神保健・医療施策の推進

① 精神保健福祉の充実

- ・ 中予保健所や愛媛県心と体の健康センターと連携し、町民の精神保健に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
- ・ こころの健康相談をはじめ、こころの健康づくりに関する事業の推進に努めます。

② 医療費の給付・助成制度の実施

- ・ 心身の障がいを除去、軽減するための医療については、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度をはじめ、各種医療費助成制度の周知を行い、適切な利用促進に努めます。

(3) 保健・医療・福祉の充実と連携の強化

① 医療・介護・リハビリテーションの連携

- ・高齢化等による障がいの重度化・重複化の予防と早期発見に努め、必要な医療やリハビリテーションが受けられるよう、医療機関等と連携し支援につなげます。

基本目標 5 雇用・就業の充実

取組の方向性

- 障がいのある人の就労については、民間企業における就労や福祉的就労などがあり、生活基盤の確保や生きがいの創出等、様々な観点から就労を促進していく必要があります。そのため、個々の障がいの特性に応じた、多様な働き方ができる就労環境の整備と支援体制の充実に取り組みます。
- 民間企業における就労においては、令和5年度から障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられ、令和8年度には2.7%となります。今後も障がいのある人の雇用の支援や事業者・町民への理解促進のための啓発や情報提供等を強化していく必要があります。
- 令和6年4月に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業所による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されます。

施策の方向

(1) 雇用機会の確保と拡大

① 町民や事業所への啓発

- ・障がいのある人が、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、企業と雇用主へ障がいや障がいのある人への理解の啓発に努めます。
- ・事業所に対して、法定雇用率や障がい者雇用に関する制度の周知の機会を通じて、障がい者雇用の促進への一層の理解と協力を求めます。

② 町職員の障がい者雇用の拡大

- ・障がい者雇用率が法定雇用率以上となるよう職員の計画的な採用を行います。

(2) 個々に応じた就労支援

① 就労系サービスの充実

- ・企業等に就労を希望する障がいのある人に対し、一定期間就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を提供します。
- ・経済基盤の確保や働くことによる生きがい等につながる就労継続支援事業所の充実を図るため、社会福祉法人等の事業者に対して、事業への参入や拡大等を促進します。

② 就労定着の促進

- ・障害者職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ等の活用により障がい者の職場定着を促進します。

③ 就労相談の充実

- ・ 障害者職業センターや公共職業安定所（ハローワーク）、職業相談員等による相談支援事業を活用し、障がい者の働く上での困ったことや悩み事などの相談を受け付けられる体制を充実させるとともに、適切に対応できる体制づくりを進めます。

（３）総合的な就労支援施策の推進

① 工賃水準の向上

- ・ 担い手不足の農業との連携により、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、障がい者本人の能力を十分に発揮できるよう、就労支援に取り組みます。
- ・ 松前町障がい者優先調達推進方針に基づき、就労支援施設等の製品の庁内への調達推進を引き続き行うなど、就労支援に取り組みます。

基本目標 6 スポーツ・文化芸術活動等の推進

取組の方向性

- 平成 30 年 6 月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとなっています。また、令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、市町村において、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。
- 障がいの種別や障がいの有無を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、文化芸術やスポーツ活動への参加を促します。
- 障がいの有無に関わらず、生涯を通して様々な学習機会を得ることで、充実した生活を送れるよう生涯学習の促進を行います。

施策の方向

(1) スポーツ・文化芸術活動等の推進

① スポーツ・文化芸術活動の促進

- ・各種スポーツ事業に障がいのある人が参加できるような環境整備を図り、障がいのない人とのスポーツ交流を促進します。
- ・障がいのある人もない人もともに、講演会や美術展、演劇、音楽会等の優れた文化芸術に触れる機会の拡大に努めます。
- ・障がいのある人や施設利用者などの文化芸術活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。

② 生涯学習の促進

- ・障がいのある人に配慮した学習情報や機会の提供に努め、障がい者の社会活動への参加を促進します。

(2) 参加しやすい環境の整備

① 文化施設等のバリアフリー化の推進

- ・文化施設等において、障がいのある人が安心して活動できる環境を引き続き整備します。
- ・町が主催する行事について、誰もが参加できるよう配慮し、障がいの有無や種別や程度に関わりなく、ともに交流し理解を深めることができるよう努めます。

基本目標 7 安心・安全な環境づくり

取組の方向性

- 障がいのある人が安心・安全に地域生活を送るためには、周辺環境のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進が求められます。本町において、計画的に公共施設のバリアフリー化を行っていますが、今後も引き続き、整備を行う必要があります。
- 災害対策においては、平常時からの災害に強い地域づくりや備蓄品等の確保が重要です。「災害対策基本法」が令和3年5月に改正され、避難行動要支援者ごとの「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされたことなども踏まえて、災害時に障がいのある人への支援が円滑に行われるように、災害発生時の救援や避難支援といった防災の取組の充実に努めます。
- 公共交通等の移動手段については、コミュニティバス（ひまわりバス）が町民の身近な移動手段として定着しています。各種障害者手帳所持者に対しては、運賃を無料（町外在住は、半額）にしています。

施策の方向

（1）住みやすいまちづくりの推進

① 福祉のまちづくりの推進

- ・バリアフリー法や県の人にやさしいまちづくり条例等を踏まえた歩道の整備や生活道路の段差解消、防犯灯の増設等に取り組み、障がいのある人が住みやすいまちづくりを進めていきます。
- ・新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインに配慮し、すべての町民が利用しやすい施設の導入を目指します。

（2）防災・防犯対策の推進

① 防災対策の推進

- ・総合防災マップの配布による危険箇所や避難場所の周知徹底を図り、防災知識の普及に努めます。
- ・自主防災組織や関係機関と連携した地域の協力体制づくりとともに、松前町避難行動要支援者避難支援計画を基本とし、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成等、災害発生時に障がいのある人が安全かつ的確に避難することができる体制づくりに努めます。

② 防犯対策の推進

- ・障がいのある人や介助者等に向けて、消費生活センターとも連携し、障がいのある人等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進します。

(3) 交通環境の整備

① 移動や外出への支援

- ・屋外での移動が困難な方に、外出や余暇活動の支援を行う移動支援の利用促進を図ります。
- ・コミュニティバス（ひまわりバス）の利用促進を図り、各種障害者手帳所持者への運賃補助によって、利便性の向上を図ります。

② 移動しやすい環境づくり

- ・公共交通の駅やバス停などにおいて障がいのある人が利用しやすい施設整備を要請し、障がいのある人が移動しやすい環境づくりを推進します。

基本目標 8 情報提供・意思疎通支援の充実

取組の方向性

- 令和4年5月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が成立しました。この法律は、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するための情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的としており、法律の主旨を踏まえて、取組を進めていく必要があります。
- 障がいのある人が必要な情報を入手しやすくするため、アクセシビリティに配慮した情報発信や、分かりやすい情報提供に継続して取り組むことが重要です。
- 障がいのある人への差別の解消に率先して取り組む必要があるため、職員研修の充実や窓口対応の充実により、行政サービスの向上に努めます。

施策の方向

(1) 情報アクセシビリティの向上

① 情報アクセシビリティの向上

- ・「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がいのある人となない人で情報取得の格差が出ないように、町のホームページや広報紙による積極的な情報提供等、障がい福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図り、分かりやすい情報の提供に努めます。

② 障がいに配慮した情報提供の推進

- ・地域のボランティア活動団体と連携し、広報紙を読むことができない視覚障がいのある人に対して音声録音した広報を提供します。
- ・町のホームページやSNSに公表する動画について、音声を聞くことができない聴覚障がいのある人に対して字幕を表示することで、情報を提供できるよう努めます。

(2) 意思疎通や意思決定への支援の充実

① コミュニケーション支援体制の充実

- ・聴覚、音声、言語障がい者の日常生活や社会における円滑なコミュニケーションのために、手話通訳者を派遣する手話通訳者派遣事業や朗読ボランティアなど、コミュニケーション支援体制に引き続き取り組みます。
- ・今後も、障がいに応じたコミュニケーション支援体制の充実を図るため、県やボランティア、社会福祉協議会等との連携を図り、事業の周知・広報を行います。

② 意思決定への支援の充実

- ・意思疎通や意思決定等に困難がある方が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、意思決定の支援に配慮し、必要な支援の推進に努めます。

(3) 行政における合理的配慮の提供

① 職員の障がいに対する理解促進

- ・町職員を対象に人権研修等を実施し、障がいの特性や障がいのある人についての理解の促進を図ります。

② 合理的配慮の提供体制の整備

- ・障害者差別解消法や国の基本方針などを踏まえ、町職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、窓口等において、配慮ある対応に努めます。

第4部…第7期障がい福祉計画

第1章 第7期障がい福祉計画における成果目標及び活動指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画の進捗状況

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和5年度
地域生活移行者	0人	0人	0人	2人
施設入所者	26人	25人	25人	27人
施設入所者の削減数 (基準値:令和元年度末28人)	2人	3人	3人	1人

【現状・評価】

国の基本指針に基づき、令和元年度末の施設入所者数(28人)を基準として、令和5年度末までの地域生活移行者数を2人(令和元年度末の施設入所者数の6%以上)、令和5年度末時点の施設入所者を令和元年度末の施設入所者数から1人削減(令和元年度末施設入所者数の1.6%以上)し、27人と設定していました。令和5年度の実績見込みでは、地域生活移行者は0人、施設入所者は25人となっています。

地域生活移行者数について、施設入所者は高齢化・障がいの重度化している人が多く、地域生活に移行することが困難なため、目標値を達成できていないと考えられます。

第7期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

項目	基準値	備考
令和4年度末時点の入所者数(A)	25 人	令和4年度末時点の施設入所者数

項目	目標値	備考
令和8年度末までの 地域生活移行者数(B)	1 人	施設入所から共同生活援助(グループホーム)等への移行者数
	4.0%	移行割合(B/A)
令和8年度末時点の 施設入所者の削減数(C)	1 人	施設入所者の削減見込数
	4.0%	削減割合(C/A)

※地域生活移行者数の目標値については、国の基本指針を踏まえながら、愛媛県内及び本町の
実情に合わせ、目標値を1人として設定します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

第6期計画の進捗状況

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
開催回数	2 回	2回	2 回	1 回	2 回	1 回

② 保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
保健	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
医療(精神科)	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
その他	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人

③ 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
目標設定	1 回	1 回	1 回	0 回	1 回	1 回
評価	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	0 回

【現状・評価】

各項目の計画値については、国の基本指針に基づき、本町の実情に合わせて設定していました。

各年度において、目標設定及び評価のための協議の場を開催しました。

また、令和5年度の実績値（見込み）については、目標設定の協議の場を年度末に開催することとしています。

第7期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

- 精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
【都道府県目標】
- 精神病床における1年以上の入院患者数【都道府県目標】
- 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上【都道府県目標】

国の基本指針における活動指標

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用者数

※成果目標については愛媛県が、活動指標については愛媛県との相互性を図りながら、本町が設定します。

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	2回	2回	2回

② 保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健	1人	1人	1人
医療（精神科）	1人	1人	1人
その他	4人	4人	4人

③ 保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
目標設定	1回	1回	1回
評価	1回	1回	1回

④ 精神障がい者の利用者数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	1人	1人	1人
共同生活援助	13人	13人	13人
自立生活援助	1人	1人	1人
自立訓練(生活訓練)	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援の充実

第6期計画の進捗状況

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	未設置	未設置	未設置	設置 (面的整備型)

【現状・評価】

コロナ禍の影響もあり、地域生活支援拠点等の整備に向けた各事業所等との協議及び調整が計画どおりに進まなかったため、計画期間内の設置には至りませんでした。

第7期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討すること。
- 強度行動障がい者を有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

項目	目標値	町の考え方
地域生活支援拠点等箇所数	1箇所	地域の関係機関等と協議を進め、令和8年度末までに設置する
強度行動障がい者を有する方への支援体制の整備	整備	障がい者の状況や支援ニーズの把握を進め、関係機関と協議、検討を行い、令和8年度末までの整備に向けて取り組む

国の基本指針における活動指標

- コーディネーターの配置人数
- 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置人数	—	—	1人
検証及び検討の実施回数	拠点設置後に行う		

※コーディネーターの配置については、地域生活支援拠点等の整備と並行して、相談支援事業所への配置を目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期計画の進捗状況

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和5年度
一般就労移行者数	2人	5人	2人	4人
うち就労移行支援事業利用者数	0人	2人	2人	2人
うち就労継続支援A型事業利用者数	0人	3人	0人	1人
うち就労継続支援B型事業利用者数	2人	0人	0人	1人
就労定着支援事業利用者数	1人	1人	2人	3人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上の事業所数	0箇所	0箇所	0箇所	1事業所 (100.0%)

【現状・評価】

国の基本指針に基づき、令和元年度末の一般就労移行者数（3人）を基準として、令和5年度末までの一般就労移行者数を4人（令和元年度末の施設入所者数の1.27倍以上）とし、また、就労定着支援事業利用者数については3人（一般就労移行者数の令和5年度目標値の7割）、就労定着支援事業所数は、1事業所を設定していました。令和5年度は、進捗状況を踏まえた見込みとしています。

障がいのある人の一般就労への移行を推進するためには、引き続き、関係機関と連携を図り、障がい者雇用に関する情報提供や啓発を進め、働きやすい職場環境を整える必要があります。

第7期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

- 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上。
(うち、就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上)
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上。
- 就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上。
- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上。

項目	目標値	備考
令和8年度中の一般就労移行者数	3人	令和3年度実績の1.28倍以上
うち就労移行支援事業利用者数	1人	本町の実情に合わせて、令和8年度中の一般就労移行者数より振分け
うち就労継続支援A型事業利用者数	1人	
うち就労継続支援B型事業利用者数	1人	
就労移行支援事業所のうち、一般就労移行者割合が5割以上の事業所の割合(事業所数)	—	現在町内に事業所がないため、今後設置された際に目標値を設定する
令和8年度末の 就労定着支援事業利用者数	2人	令和3年度末実績の1.41倍以上
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合(事業所数)	—	現在町内に事業所がないため、今後設置された際に目標値を設定する

(5) 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画の進捗状況

① 総合的・専門的な相談支援

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
総合的・専門的な相談支援	有	有	有	有	有	有

② 地域の相談支援体制の強化

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
指導・助言件数	0件	—	0件	—	1件	0件
人材育成の支援件数	0件	—	0件	—	1件	0件
連携強化の取組の実施回数	0回	—	0回	—	1回	0件

【現状・評価】

本町の相談支援体制については、松前町役場をはじめ、委託指定相談支援事業所5箇所に対応してきました。基幹相談支援センターの設置については、関係機関との調整及び制度の検討等に時間を要したため、設置には至っていません。

今後も障がいのある人が生涯にわたって切れ目ない相談支援を受けられるように、相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、相談支援ネットワークの強化に努める必要があります。

第7期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末までに、市町村または圏域において、基幹相談支援センターの設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

項目	目標値	町の考え方
基幹相談支援センターの設置	1箇所	相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、必要な機能や役割の在り方について協議を進め、令和7年度末までの設置を目指します

国の基本指針における活動指標

○基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

- ・基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- ・地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
- ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

○協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

- ・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）
- ・参加事業者・機関数
- ・協議会の専門部会の設置数
- ・協議会の専門部会の実施回数（頻度）

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
指導・助言件数	—	—	1件
相談支援事業所の人材育成の支援件数	—	—	1件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	—	—	1回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	1回
主任相談支援専門員の配置数	—	—	1人

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
参加事業者・機関数	10機関	10機関	10機関
協議会の専門部会の設置数	1部会	1部会	1部会
協議会の専門部会の実施回数	6回	6回	6回

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

第6期計画の進捗状況

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
参加人数（町職員）	1人	2人	1人	2人	1人	2人

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値 (見込み)
共有体制の有無	有	無	有	無	有	無
共有回数	1回	0回	1回	0回	1回	0回

【現状・評価】

国の基本指針における活動指標に基づき、愛媛県が実施する研修に参加し、障がい福祉サービスに関する理解に努めています。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、共有方法の検討に時間を要したため、計画期間中の実施に至っていません。

第7期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

国の基本指針における活動指標

○都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数
○障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	2人	2人	2人

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有体制の有無	有	有	有
共有回数	1回	1回	1回

第2章 障がい福祉サービス等に係る見込量の設定

見込量の設定については、国が作成している「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」に示されているとおり、過去のサービス量実績値の変化率を計算し、その平均を用いて将来のサービス見込量を推計しています。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、居宅で入浴、排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護などを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的に提供します。

第6期計画の実績

サービス名	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
居宅介護 （ホームヘルプ）	人数/月	28	30	107.1	28	31	110.7	28	28	100.0
	時間/月	432	457	105.8	432	395	91.4	432	367	85.0
重度訪問介護	人数/月	3	2	66.7	3	2	66.7	3	2	66.7
	時間/月	81	122	150.6	81	90	111.1	81	111	137.0
同行援護	人数/月	3	3	100.0	3	3	100.0	3	2	66.7
	時間/月	87	71	81.6	87	73	83.9	87	32	36.8
行動援護	人数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
重度障害者等 包括支援	人数/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	時間/月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
合計	人数/月	34	35	102.9	34	36	105.9	34	32	94.1
	時間/月	600	650	108.3	600	558	93.0	600	510	85.0

単位：人、時間、%

第7期計画の見込み

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人数／月	32	32	32
	時間／月	480	480	480
重度訪問介護	人数／月	2	2	2
	時間／月	112	112	112
同行援護	人数／月	3	3	3
	時間／月	76	76	76
行動援護	人数／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0
重度障害者等包括支援	人数／月	0	0	0
	時間／月	0	0	0

確保の方策

町内には居宅介護、重度訪問介護を提供する事業所がそれぞれ2箇所、同行援護を提供する事業所が1箇所あり、また、圏域内にも多数の事業所があることから、利用見込みに対応できる見通しであるため、引き続き町内と圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

また、町と事業所との連携を強化し、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できるよう、事業所に各種研修会情報の提供、また、参加を働き掛け、適切なサービス利用ができる体制づくりを推進します。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	内容
短期入所 (ショートステイ)福祉型	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含め施設で障がいがある人に対して、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)医療型	上記の内容に加えて、医療管理が必要な人の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
生活介護	常時介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業への就労を希望する障がいがある人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援A型 (雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援B型 (非雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、就労の機会の提供や知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障がいがある人を対象とし、企業・自宅等への訪問等により対象者の課題状況を把握し、必要な連絡調整や指導・助言などの支援を行います。
就労選択支援	障がいがある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいがある人の就労を支援します。

第6期計画の実績

サービス名	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
短期入所 （福祉型）	人数/月	11	6	54.5	11	8	72.7	14	9	64.3
	日数/月	101	47	46.5	101	64	63.4	129	65	50.4
短期入所 （医療型）	人数/月	2	1	50.0	2	1	50.0	2	1	50.0
	日数/月	31	14	45.2	31	11	35.5	31	7	22.6
療養介護	人数/月	2	2	100.0	2	2	100.0	2	2	100.0
生活介護	人数/月	75	67	89.3	76	67	88.2	77	68	88.3
	日数/月	1,561	1,381	88.5	1,582	1,359	85.9	1,603	1,326	82.7
自立訓練 （機能訓練）	人数/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	日数/月	20	23	115.0	20	23	115.0	20	22	110.0
自立訓練 （生活訓練）	人数/月	1	2	200.0	1	2	200.0	1	2	200.0
	日数/月	20	43	215.0	20	45	225.0	20	36	180.0
就労移行支援	人数/月	5	3	60.0	5	2	40.0	5	3	60.0
	日数/月	89	65	73.0	89	45	50.6	89	55	61.8
就労継続支援 A型（雇用型）	人数/月	42	36	85.7	45	41	91.1	48	41	85.4
	日数/月	839	716	85.3	899	858	95.4	959	825	86.0
就労継続支援 B型（非雇用型）	人数/月	76	85	111.8	85	95	111.8	95	98	103.2
	日数/月	1,375	1,501	109.2	1,538	1,687	109.7	1,719	1,724	100.3
就労定着支援	人数/月	1	1	100.0	2	1	50.0	3	2	66.7

単位：人、日、%

第7期計画の見込み

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所（福祉型）	人数／月	10	11	12
	日数／月	90	99	108
短期入所（医療型）	人数／月	1	1	1
	日数／月	13	13	13
療養介護	人数／月	2	2	2
生活介護	人数／月	69	70	71
	日数／月	1,473	1,495	1,516
自立訓練（機能訓練）	人数／月	1	1	1
	日数／月	23	23	23
自立訓練（生活訓練）	人数／月	3	3	3
	日数／月	69	69	69
就労移行支援	人数／月	4	4	4
	日数／月	84	84	84
就労継続支援A型 （雇用型）	人数／月	43	44	45
	日数／月	900	921	942
就労継続支援B型 （非雇用型）	人数／月	101	104	108
	日数／月	1,840	1,895	1,968
就労定着支援	人数／月	2	2	2
就労選択支援	人数／月		1	2

確保の方策

利用者の増加が見込まれる就労継続支援については、町内に就労継続支援A型を提供する事業所が1箇所、就労継続支援B型を提供する事業所が6箇所あるほか、圏域内にも多数の事業所があるため、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

また、就労継続支援の事業所が利用者に安定的に工賃を払えるよう、松前町障がい者優先調達推進方針に基づき、事業所が提供する物品等の調達推進を行い、事業所の受注機会の拡大と調達額の増額に引き続き取り組みます。

短期入所については、町内には事業所がないものの、利用ニーズも高く、利用者の増加が見込まれていることから、引き続き圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

生活介護については、町内には事業所は1箇所しかないものの、利用者が大幅に増加する見込みはなく、また、圏域内には多数の事業所があることから、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

令和7年10月から創設予定の就労選択支援については、サービスの利用対象者に制度の周知を図るとともに、町内でサービスを提供できる事業所の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	施設等を退所して一人暮らしを始めた人の居宅を訪問し、日常生活における課題を把握し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談と、入浴、排せつ、食事の介護やその他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいがある人に対し、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

第6期計画の実績

サービス名	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
自立生活援助	人数/月	1	0	0.0	1	0	0.0	2	0	0.0
共同生活援助	人数/月	21	28	133.3	24	30	125.0	27	32	118.5
施設入所支援	人数/月	28	25	89.3	28	26	92.9	28	24	85.7

単位：人、%

第7期計画の見込み

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人数/月	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人数/月	33	35	37
施設入所支援	人数/月	26	26	25

確保の方策

町内には共同生活援助（グループホーム）を提供する事業所が3箇所ありますが、障がい特性に合わせたニーズを満たせる状況にはなっておらず、これまでも圏域内確保を図ってきたことから、引き続き圏域内の事業所と連携を図りながらサービスの確保に努めます。

自立生活援助と施設入所支援については、町内に事業所がないため、圏域内の事業所と連携し、サービスの確保に努めます。また、自立生活援助は、地域移行支援事業により、必要な支援を行った上で、地域生活へ移行した障がいのある人に対する自立生活援助の情報提供に努めます。

(4) 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障がいがある人の課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所し又は精神科病院に入院している障がいがある人に対し、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行います。
地域定着支援	居宅で、単身等の状況で生活する障がいがある人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援を行います。

第6期計画の実績

サービス名	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
計画相談支援	人数/月	81	83	102.5	84	89	106.0	87	73	83.9
地域移行支援	人数/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
地域定着支援	人数/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

単位：人、%

第7期計画の見込み

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人数/月	83	85	87
地域移行支援	人数/年	1	1	1
地域定着支援	人数/年	1	1	1

確保の方策

町内には計画相談支援を提供する事業所が3箇所、地域移行支援、地域定着支援を提供する事業所がそれぞれ1箇所あります。

計画相談支援については、今後も知的障がいのある人、精神障がいのある人の増加が見込まれることを踏まえ、利用ニーズの増加が想定されることから、障がい福祉サービスの適切な利用ができるよう、圏域内の事業所との連携を強化していきます。

地域移行支援・地域定着支援については、町内の事業所と連携し、障がいのある人の住まいの場の確保、相談及び就労などに対する必要な支援を通じて、障がいのある人の地域生活への移行を促進します。

(5) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて、町が主体的かつ柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業には、特に日常生活に欠かせないサービスとして町が必ず実施しなければならない「必須事業」と、町の判断によって実施する「任意事業」があります。

必須事業	①理解促進研修・啓発事業 ②自発的活動支援事業 ③相談支援事業 ④成年後見制度利用支援事業 ⑤成年後見制度法人後見支援事業 ⑥意思疎通支援事業 ⑦日常生活用具給付等事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業 ⑨移動支援事業 ⑩地域活動支援センター機能強化事業
任意事業	①訪問入浴サービス事業(日常生活支援) ②日中一時支援事業 ③自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

項目	内容
理解促進研修・啓発事業	共生社会の実現を図るため、町民に対して障がいがある人に対する理解を深めるための広報・啓発を行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

確保の方策

町内の障がい者施設の利用者を対象とした作品展を開催するなど、啓発事業を引き続き行うことで、障がいのある人に対する理解を深めるよう努めます。

② 自発的活動支援事業

項目	内容
自発的活動支援事業	共生社会の実現を図るため、障がいがある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動に対して支援を行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有		有	有		有	有	

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

確保の方策

引き続き、ボランティア団体の定例会や交流会等に参加し、情報提供等を行い、地域住民の自発的な活動を支援します。

③ 相談支援事業

項目	内容
障害者相談支援事業	指定相談支援事業所において、障がいがある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関であり、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言や人材育成の支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センターに専門的な職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・情報提供、人材育成支援、地域移行に向けた取組等を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な知的障がいのある人や精神障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
障害者相談支援事業	実施箇所	5	5	100.0	5	5	100.0	5	5	100.0
基幹相談支援センター	設置有無	無	無		無	無		有	無	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無		無	無		有	無	
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有		有	有		有	有	

単位：箇所、％／年

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所	5	5	5
基幹相談支援センター	設置有無	無	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有

確保の方策

障がいのある人や家族が地域で安心して生活を送るためにも、今後も十分な相談支援が可能となるよう相談員の確保に努めます。

また、基幹相談支援センターについては、相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として、必要な設置機能や役割の在り方について関係機関等と協議を進め、令和7年度末までの設置を目指します。

④ 成年後見制度利用支援事業

項目	内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
成年後見制度利用支援事業	実施件数（年）	2	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0

単位：件、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	実施件数（年）	2	2	2

確保の方策

障がいのある人の家族の高齢化等によりニーズが高まることが予測されます。障がいのある人の人権を守るため、広報や相談支援事業等を活用して、制度の周知に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

項目	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無		無	無		無	無	

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無

確保の方策

状況を踏まえながら、必要に応じて本事業の活用に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

項目	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行う事業です。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（年）	5	2	40.0	5	3	60.0	5	1	20.0

単位：人、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数（年）	5	5	5

確保の方策

利用ニーズに対応するため、引き続き、研修等を通じて人材の確保に努めるとともに、意思疎通に支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業内容を広く周知します。

⑦ 日常生活用具給付等事業

項目	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の身体介護を支援する用具や障がい児が訓練に用いる椅子
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がいのある人用屋内信号装置等、障がいがある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等の在宅療養を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の情報収集・情報伝達や意思疎通を支援する用具
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具等の排せつ管理を支援する衛生品・用具
居宅生活動作補助用具（住宅改修）	手すりの取付け、床段差の解消等小規模な住宅改修

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護・訓練支援用具	給付件数/年	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
自立生活支援用具	給付件数/年	5	3	60.0	5	1	20.0	5	1	20.0
在宅療養等支援用具	給付件数/年	4	3	75.0	4	4	100.0	4	2	50.0
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	3	3	100.0	3	1	33.3	3	0	0.0
排せつ管理支援用具	給付件数/年	622	540	86.8	642	540	84.1	662	588	88.8
居宅生活動作補助用具	給付件数/年	1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0

単位：件、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	給付件数/年	3	3	3
自立生活支援用具	給付件数/年	3	3	3
在宅療養等支援用具	給付件数/年	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	3	3	3
排せつ管理支援用具	給付件数/年	590	600	610
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	給付件数/年	1	1	1

確保の方策

より多くの方がサービスを利用できるよう、制度に関する周知を図り、介護保険制度をはじめ他の制度との調整をした上で、適切な用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

項目	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚・言語機能等に障がいがある人の交流活動等を支援するため、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
手話奉仕員養成研修事業	受講者数／年	2	2	100.0	2	1	50.0	2	3	150.0

単位：人、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	受講者数／年	2	2	2

確保の方策

聴覚障がいのある人が、地域の中で安心して暮らせる環境を整備するため、手話の重要性について理解を深めることができるよう、広報等を通じて講習会への参加促進を図ります。

⑨ 移動支援事業

項目	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人に対して、社会生活上不可欠な外出や社会参加を促進するために、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の支援を行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
移動支援事業	人数／年	21	15	71.4	22	19	86.4	23	13	56.5
	時間／年	1,892	1,563	82.6	1,982	1,695	85.5	2,072	1,632	78.8

単位：人、時間、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人数／年	20	23	26
	時間／年	2,511	2,887	3,264

確保の方策

町内には移動支援を提供する事業所が1箇所あります。引き続き圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

障がいがある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化することで、地域生活支援の促進を図ります。

項目	内容
地域活動支援センター機能強化事業Ⅰ型	専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の支援機関との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅の人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター機能強化事業Ⅲ型	地域の障がいがある人のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所	—	無		—	無		—	無	

※町内及び圏域の設置が予定されていなかったことから、計画値は見込んでいません。

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所	—	—	—

確保の方策

地域活動支援センターは、障がいがある人の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設であり、障がいがある人にとって必要な施設ですが、町内及び圏域での設置予定がないため、実情を踏まえながら、必要に応じて設置を検討します。

任意事業

① 訪問入浴サービス事業(日常生活支援)

項目	内容
訪問入浴サービス事業	在宅で身体障がいのある人で、移送が困難で自宅浴室でヘルパーによる入浴介助が困難な人に訪問入浴サービスを行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込み)		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
訪問入浴サービス事業	実人数 /月	2	1	50.0	2	1	50.0	2	1	50.0

単位：人、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実人数/月	2	2	2

確保の方策

町内には訪問入浴を提供する事業所が1箇所あることから、町内の事業所と連携してサービスの確保に努めるとともに、事業内容を周知し、事業の利用促進を図ります。

② 日中一時支援事業

項目	内容
日中一時支援事業	障がいがある人の日中における活動の場を確保するとともに、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的休息を目的としています。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
日中一時支援事業	実人数／月	12	6	50.0	13	6	46.2	14	4	28.6

単位：人、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実人数／月	10	10	10

確保の方策

町内には日中一時支援を提供する事業所がないため、圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めるとともに、事業内容を周知し、事業の利用促進を図ります。

③ 自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

項目	内容
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	障がいがある人に対して、自動車改造に要する費用の一部助成や、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成するなど、社会参加の促進を図るための支援を行います。

第6期計画の実績

項目	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	利用者数／年	1	1	100.0	1	0	0.0	1	0	0.0

単位：人、%

第7期計画の見込み

項目	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	利用者数／年	1	1	1

確保の方策

事業内容を周知し、事業の利用促進を図ります。

第5部…第3期障がい児福祉計画

第1章 障がい児福祉計画における成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

第2期計画の進捗状況

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	圏域内確保済み			圏域内確保済み
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	圏域内確保済み			圏域内確保済み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内確保済み			圏域内確保済み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置・配置済み			設置・配置済み

【現状・評価】

児童発達支援センターについては、松山市や伊予市に設置、また、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、松山市や東温市に設置されており、いずれも圏域内での療育支援体制が構築できています。

医療的ケア児等の支援のための協議の場の設置については、松前町地域自立支援協議会に設けています。また、医療的ケア児コーディネーターの配置を継続しています。

障がい児支援のニーズは年々増加していることから、今後も事業所等と連携して事業実施体制の維持・継続及び提供体制の充実を図ります。

第3期計画における目標設定

国の基本指針における成果目標

- 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	目標
児童発達支援センターの設置	圏域内確保済み (令和7年度に1箇所整備予定)
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築	圏域内確保済み
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	圏域内確保済み
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置・配置済 (配置人数3人)

第2章 障がい児通所支援等に係る見込量の設定

(1) 障がい児支援

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から個別療育及び集団療育を行う必要がある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等へ訪問し、障がいがある児童に対し、障がいがある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童に「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。

第2期計画の実績

サービス名	区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度（見込み）		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
児童発達支援	人数／月	38	59	155.3	40	51	127.5	42	42	100.0
	日数／月	367	342	93.2	386	395	102.3	406	324	79.8
医療型児童発達支援	人数／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	日数／月	0	0	-	0	0	-	0	0	-
放課後等デイサービス	人数／月	77	75	97.4	82	80	97.6	87	95	109.2
	日数／月	968	1,066	110.1	1,031	1,063	103.1	1,094	1,144	104.6
保育所等訪問支援	人数／月	1	0	0.0	1	0	0.0	1	2	200.0
	日数／月	3	0	0.0	3	0	0.0	3	3	100.0
居宅訪問型児童発達支援	人数／月	1	0	0.0	1	1	100.0	1	1	100.0
	日数／月	3	0	0.0	3	2	66.7	3	1	33.3
障害児相談支援	人数／月	35	22	62.9	40	33	82.5	45	40	88.9

単位：人、日、%

第3期計画の見込み

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人数／月	58	61	64
	日数／月	464	488	512
放課後等デイサービス	人数／月	105	116	128
	日数／月	1,365	1,508	1,664
保育所等訪問支援	人数／月	2	2	2
	日数／月	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	人数／月	1	1	1
	日数／月	2	2	2
障害児相談支援	人数／月	45	52	61

確保の方策

町内には児童発達支援を提供する事業所が1箇所、放課後等デイサービスを提供する事業所が4箇所、障害児相談支援事業を実施する事業所が1箇所あります。各事業所によって障がい特性に応じた様々な支援を行っていることから、保護者がニーズに合った事業所を選択できるよう、今後も圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

障害児相談支援については、現在、町内に事業所が1箇所あるものの、今後閉鎖が予定されているため、町内への新たな障害児相談支援事業所の確保について検討を進めます。

保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援については、町内に事業所がないため、引き続き圏域内の事業所と連携してサービスの確保に努めます。

今後もライフステージに応じた切れ目のない支援を受けられるよう、圏域を含めた提供体制の充実を図り、療育の必要な児童やその家族が抱える、児童の発達への不安にしっかりと対応できるよう努めます。

第 6 部…計画の推進体制

第 1 章 庁内推進体制

この計画を推進するに当たっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援などの福祉分野だけでなく、保健医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携・調整を図りながら計画を推進します。

第 2 章 地域との連携

障がいのある人に対する各種の福祉施策を推進していくためには、地域住民をはじめ、福祉サービス提供事業者、ボランティア団体、NPO（特定非営利活動法人）、民間企業、関係機関等との広範な連携・協働が不可欠となります。そのため、松前町地域自立支援協議会や地域の福祉関係機関等との連携・協働体制づくりを推進します。

第 3 章 計画の進捗管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局等との連携を図りながら、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るため、定期的な点検・評価を行うほか、松前町地域自立支援協議会に対し意見を求めます。

資料

Ⅰ 松前町障害者基本計画等策定委員会要綱

松前町障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成１８年７月２０日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条 この要綱は、松前町執行機関の附属機関設置条例（平成２９年松前町条例第１２号）第４条の規定に基づき、松前町障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第２条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、障害者基本計画又は障害福祉計画（以下「障害者基本計画等」という。）の策定の都度、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （１）学識経験を有する者
- （２）障がい者団体関係者
- （３）障がい福祉事業関係者
- （４）保健福祉関係者

（任期）

第３条 委員の任期は、委嘱の日から町長に障害者基本計画等に係る意見の答申をした日までとする。

（委員長及び副委員長）

第４条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- ２ 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- ３ 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- ４ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、町長が招集する。

- ２ 会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。
- ３ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- ４ 委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月14日から施行する。

2 松前町障害者基本計画等策定委員会委員名簿

	委嘱区分	所 属	氏 名
1	(1)	むかいだ小児科 (伊予医師会松前支部長)	向田 隆通
2	//	武智ひ尿器科・内科 (院長)	武智 伸介
3	(2)	ペアレント・メンターえひめ (代表理事)	田中 輝和
4	//	伊予地区精神保健ボランティアグループ しおさい (副会長)	渡瀬 紀代
5	(3)	公益財団法人 日本訪問看護財団 松山相談支援センター	西村 幸
6	//	社会福祉法人 あゆみ学園	今村 高博
7	//	特定非営利活動法人 福祉親愛会	河崎 礼子
8	//	一般社団法人 幸創會 Loistaa 就労継続支援(A・B型)事業所	瀬治山 達也
9	(4)	介護給付等審査会委員 (精神保健福祉士) 一般社団法人愛媛県精神保健福祉士会	岡本 紀子
10	//	松前町社会福祉協議会 (事務局長)	吉本 寿俊

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 障がい福祉事業関係者
- (4) 保健福祉関係者

3 策定経過

年	月 日	内 容
令和5年	8月 7日（月）	第1回松前町障害者基本計画等策定委員会
	9月 5日（火）～ 9月22日（金）	アンケート調査の実施
	9月22日（金）～ 10月 6日（金）	事業所調査・団体調査の実施
	11月 9日（木）	第2回松前町障害者基本計画等策定委員会
令和6年	2月20日（火）	第3回松前町障害者基本計画等策定委員会
	2月29日（木）～ 3月13日（水）	パブリックコメントの実施

松前町
第４期障がい者基本計画
第７期障がい福祉計画
第３期障がい児福祉計画

発行年月： 令和６年３月

発 行： 松前町

編 集： 保健福祉部 福祉課

〒791-3192

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

TEL 089-985-4112

FAX 089-984-8951
